

○ふじみ衛生組合一般職の職員の給与 に関する条例

(昭和35年2月20日)
条例第5号

改正	昭和35年12月23日	条例第19号	平成3年3月30日	条例第5号	平成28年6月3日	条例第4号
	昭和36年3月31日	条例第3号	平成4年1月6日	条例第1号	平成28年12月13日	条例第6号
	昭和37年3月26日	条例第2号	平成4年5月28日	条例第4号	平成29年12月14日	条例第4号
	昭和37年9月28日	条例第4号	平成4年9月1日	条例第9号	平成30年12月13日	条例第1号
	昭和38年3月27日	条例第1号	平成4年12月28日	条例第16号	令和元年12月9日	条例第3号
	昭和39年3月30日	条例第2号	平成5年12月28日	条例第3号	令和元年12月12日	条例第4号
	昭和40年3月30日	条例第3号	平成6年3月1日	条例第1号	令和2年9月10日	条例第1号
	昭和40年3月31日	条例第4号	平成6年12月28日	条例第2号	令和2年11月30日	条例第3号
	昭和40年5月15日	条例第5号	平成7年12月28日	条例第1号	令和3年11月30日	条例第2号
	昭和40年9月30日	条例第6号	平成8年12月27日	条例第6号	令和4年6月6日	条例第3号
	昭和41年3月28日	条例第2号	平成9年12月26日	条例第2号	令和4年11月28日	条例第5号
	昭和42年3月22日	条例第1号	平成10年5月29日	条例第7号	令和4年11月30日	条例第7号
	昭和42年12月1日	条例第3号	平成10年12月28日	条例第8号	令和5年11月30日	条例第5号
	昭和43年3月12日	条例第3号	平成12年3月1日	条例第1号	令和6年4月1日	条例第1号
	昭和43年3月28日	条例第5号	平成12年3月31日	条例第3号	令和6年11月29日	条例第4号
	昭和44年3月29日	条例第2号	平成12年8月25日	条例第6号		
	昭和45年3月30日	条例第3号	平成13年2月27日	条例第1号		
	昭和46年1月5日	条例第1号	平成14年2月26日	条例第2号		
	昭和47年1月20日	条例第1号	平成14年12月24日	条例第5号		
	昭和48年1月5日	条例第1号	平成15年12月25日	条例第3号		
	昭和48年10月1日	条例第7号	平成17年5月27日	条例第1号		
	昭和49年6月15日	条例第5号	平成17年12月22日	条例第2号		
	昭和49年10月1日	条例第6号	平成18年2月24日	条例第1号		
	昭和51年1月5日	条例第1号	平成18年12月21日	条例第3号		
	昭和52年1月5日	条例第1号	平成19年12月27日	条例第5号		
	昭和53年1月31日	条例第1号	平成20年12月26日	条例第3号		
	昭和54年1月5日	条例第1号	平成21年3月2日	条例第1号		
	昭和54年12月8日	条例第7号	平成21年6月1日	条例第3号		
	昭和55年1月17日	条例第1号	平成21年11月30日	条例第4号		
	昭和56年1月10日	条例第1号	平成22年3月8日	条例第1号		
	昭和57年1月13日	条例第1号	平成22年3月31日	条例第2号		
	昭和57年7月24日	条例第4号	平成22年11月30日	条例第6号		
	昭和57年12月11日	条例第7号	平成23年3月7日	条例第1号		
	昭和59年3月23日	条例第1号	平成23年3月15日	条例第2号		
	昭和60年3月23日	条例第1号	平成23年11月30日	条例第3号		
	昭和61年3月25日	条例第1号	平成24年3月1日	条例第1号		
	昭和62年3月19日	条例第1号	平成24年12月28日	条例第4号		
	昭和63年3月31日	条例第3号	平成25年6月5日	条例第3号		
	平成元年1月11日	条例第1号	平成25年11月29日	条例第5号		
	平成元年5月16日	条例第5号	平成26年12月25日	条例第4号		
	平成元年12月28日	条例第7号	平成27年3月27日	条例第1号		
	平成2年8月30日	条例第3号	平成27年12月18日	条例第2号		
	平成3年1月8日	条例第1号	平成28年3月4日	条例第2号		

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、ふじみ衛生組合の一般職の職員の給与に関する事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第1条の2 この条例は、別に定めるものを除くほか、次に掲げる職員に適用する。

- (1) ふじみ衛生組合職員定数条例（平成3年ふじみ衛生組合条例第6号）第2条第1項に規定する職員
- (2) 法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）

(給料)

第2条 給料は、ふじみ衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成8年ふじみ衛生組合条例第3号。以下「勤務時間条例」という。）に規定する正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。

(給料表)

第3条 給料表の種類は、別表第1及び別表第2のとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- 2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを前項の給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第3のとおりとする。
- 3 管理者は、すべての職員の職を別表第3の規定に従い、第1項の給料表に定める職務の級のいずれかに格付けし、当該給料表により職員に給料を支給しなければならない。

(初任給、昇格及び昇給の基準)

第4条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、管理者が別に定める初任給の基準に従って決定する。

- 2 職員を昇格（職員の職務の級をその上位の級に変更することをいう。以下同じ。）させるには、昇格させようとする職務の級の定数に欠員があり、これを補充しようとする場合であって、かつ、昇格させようとする職務の級に適すると認められる場合に限るものとする。
- 3 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合における号給は、管理者が別に定めるところにより決定する。
- 4 第2項の職務の級の定数とは、前条第1項及び第2項の規定に基づいて決定された職員の職務の級ごとの数をいう。
- 5 職員の昇給は、組合規則で定める日に、同日前で組合規則で定める期間におけるその者の勤務成績に応じて、行い、又は行わないものとする。

- 6 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として組合規則で定める基準に従い決定するものとする。
- 7 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 8 55歳に達した日以降直近の3月31日を超えて在職する職員に関する第6項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「0」とする。
- 9 第5項から前項までに規定する昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 10 定年前再任用短時間勤務職員の給料月額、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(給料の支給)

第5条 給料の計算期間(以下「給与期間」という。)は、月の1日から末日までとする。

- 2 各給与期間の給料の支給日は、管理者が定める。

第6条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給、休職等により給料支給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が退職し、又は死亡したときは、その日まで給料を支給する。ただし、給料の支給日後に退職又は死亡の事由が発生したときは、その月中に再び職員となった場合又は常勤特別職の職員となった場合を除き、その月分を支給する。
- 3 職員が公務上又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。
- 4 職員が結核性疾患にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80に相当する額を支給する。
- 5 職員が前2項以外の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80に相当する額を支給する。
- 6 職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60に相当する額以内の額を支給する。
- 7 第1項及び第2項の規定により給料を支給する場合で、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料の額は、その給与期間の現日数から週休日(勤務時間条例第3条から第5条までに規定する週休日をいう。第12条及び第17条を除き、以下同じ。)の日数を差引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(控除金)

第6条の2 職員に給与を支給する際、その給与から、次に掲げるもので、職員が支払うこととされている額に相当する金額を控除することができる。

- (1) 三鷹市職員互助会（以下「互助会」という。）の会費
- (2) 互助会生活資金貸付金返還金
- (3) 互助会の団体取扱に係る生命保険等の掛金
- (4) 東京都市町村職員共済組合の貯金及び貸付金返還金
- (5) 納税貯蓄組合預金
- (6) 職員団体の組合費
- (7) 中央労働金庫の預金及び貸付金返還金
- (8) 海外自主研修資金貸付金償還金
(扶養手当)

第7条 扶養手当は、扶養親族のあるすべての職員に支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

- (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は三鷹市、調布市その他の地方公共団体が定めるパートナーシップ宣誓制度その他これに類する制度の適用を受けているパートナーシップ関係の相手方であって、同居し、かつ、生計を一にしているもの
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 精神又は身体の障がいのため将来にわたって就業困難な者

3 扶養手当の月額を、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額を合計して得た額とする。

- (1) 前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる者 6,000円（別表第1の規定の適用を受ける職員であってその属する職務の級が4級であるものの扶養親族については3,000円）
- (2) 前項第2号に掲げる者（以下「扶養親族たる子」という。） 9,000円

4 扶養親族たる子で満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの（以下「特定期間にある子」という。）がいる場合における扶養手当の月額を、前項の規定にかかわらず、4,000円に当該特定期間にある子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 扶養手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

第8条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてについて同項第2号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部について同項第2号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(地域手当)

第8条の2 職員には、地域手当を支給する。

2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額とする。

(住居手当)

第8条の3 世帯主（これに準ずる者を含む。）である職員のうち、満34歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額1万5,000円以上の家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っているものに対して、住居手当を支給する。

2 住居手当の月額は、1万5,000円とする。

(通勤手当)

第9条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。ただし、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員（徒歩により通勤することが困難であると組合規則で定める職員を除く。）には支給しない。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（第3号に掲げる職

員を除く。)

- (2) 通勤のため自転車その他の交通の用具（組合の所有に属する物を除く。以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、第1号及び第3号に掲げる職員にあっては月の1日からその月以後の月の末日までの期間として組合規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、第2号に掲げる職員にあっては月の1日から末日までの期間につき、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 組合規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（その額をその者の支給対象期間の月数（以下「支給月数」という。）で除して得た額が5万5,000円を超えるときは、5万5,000円に支給月数を乗じて得た額）
- (2) 前項第2号に掲げる職員 別表第4に掲げる自転車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に掲げる額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して組合規則で定める職員にあっては、その額から、その額に組合規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）
- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して組合規則で定める区分に応じ、第1号に掲げる額及び前号に掲げる額に支給月数を乗じて得た額の合計額（その額を支給月数で除して得た額が5万5,000円を超えるときは、5万5,000円に支給月数を乗じて得た額）、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額に支給月数を乗じて得た額

3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、組合規則で定める。

(特殊勤務手当)

第10条 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲及び支給額は、別に条例で定める。

(給与の減額)

第11条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第8条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間である場合、休日（勤務時間条例第9条及び第10条の規定による休日並びに勤務時間条例第11条第1項の規定により指定された代休日をいう。第13条及び第17条を除き、以下同じ。）である場合、勤務時間条例第13条から第15条までに規定する年次有給休暇、病気休暇（組合規則で定める日数を限度とする。）及び特別休暇（生理休暇にあっては、組合規則で定める日数を限度とする。）を承認され勤務しなかった場合並びにその勤務しないこと及び給与の減額を免

除することにつき管理者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(時間外勤務手当)

第12条 勤務時間条例第2条、第3条第2項、第4条及び第5条に規定する正規の勤務時間以外に勤務時間条例第8条第2項の規定により勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間以外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間以外の次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。)における勤務(第3号に該当する勤務を除く。) 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

(3) 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務 100分の100

2 前項の規定にかかわらず、前項の勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間(以下「深夜時間」という。)である場合には、勤務1時間につき第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、前項各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合に、それぞれ100分の25を加算した割合を乗じて得た額を深夜の勤務に対する時間外勤務手当として支給する。この場合においては、前項の手当は支給しない。

3 第1項の規定に定めるもののほか、勤務時間条例第3条第1項及び第4条の規定により週休日とされた日に勤務時間条例第5条の規定により正規の勤務時間を割り振られた職員には、当該正規の勤務時間に相当する時間について、1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で組合規則に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務の時間が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、100分の150(その勤務が深夜時間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間条例第8条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、100分

の150(その勤務が深夜時間である場合は、100分の175)から第1項に規定する割合(その勤務が深夜時間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(休日勤務手当)

第13条 職員が上司の命により勤務時間条例第9条及び第10条の規定による休日に勤務した場合は、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。ただし、勤務時間条例第11条第1項の規定により管理者が代休日を指定し、当該代休日に職員が勤務しなかった場合及び同条第3項の規定により管理者が定める時間について勤務することを要しないこととし、当該時間について職員が勤務しなかった場合の当該休日の勤務に対しては、休日勤務手当は支給しない。

第14条 削除

(管理職手当)

第15条 管理又は監督の地位にある職員のうち、組合規則で定めるものに対しては、管理職手当を支給する。

2 前項の規定により支給する管理職手当の月額は、11万5,000円を超えない範囲内において組合規則で定める額とする。

3 第1項の管理職手当の支給を受ける職員には、第12条及び第13条の規定は、適用しない。

(管理職員特別勤務手当)

第15条の2 前条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員が、臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日(以下「休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務時間条例第5条の規定により管理者が定める時間を割り振ることをやめ、当該時間について職員が勤務しなかった場合並びに勤務時間条例第11条第1項の規定により管理者が代休日を指定し、当該代休日に職員が勤務しなかった場合及び同条第3項の規定により管理者が定める時間について勤務することを要しないこととし、当該時間について職員が勤務しなかった場合の当該休日等の勤務に対しては、管理職員特別勤務手当は支給しない。

2 前項に規定する場合のほか、前条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員が、災害への対処その他の緊急の必要により休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において

組合規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して組合規則で定める勤務をした職員にあっては、この額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において組合規則で定める額

第16条 削除

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第17条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する1週間の正規の勤務時間に52を乗じて得たものから7時間45分に勤務時間条例第9条に規定する休日（勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日と重なる日を除く。）の日数を乗じて得たものを減じた時間で除して得た額とする。

2 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「第2条第1項に規定する」とあるのは「第2条第2項の規定により定められた」と、「7時間45分」とあるのは「勤務時間条例第3条第2項ただし書の規定により定められた1日当たりの勤務時間」とする。

(期末手当)

第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条、第19条の2及び第19条の2の2においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（組合規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日から起算して15日を超えない範囲内において管理者が定める日（第19条の2及び第19条の2の2においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員（組合規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の125（別表第1の規定の適用を受ける職員であってその属する職務の級が4級であるもの（課長の職務に従事するものに限る。以下「課長職職員」という。）にあっては100分の105、同表の規定の適用を受ける職員であってその属する職務の級が5級であるもの（以下「部長職職員」という。）にあっては100分の95）を乗じて得た額に、組合規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」と、「100分の95」とあるのは「100分の60」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 組合規則で定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給

料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務の段階等を考慮して組合規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で組合規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

- 6 前各項に規定するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、組合規則で定める。
(勤勉手当)

第19条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(組合規則で定める職員を除く。)に対し、その者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日から起算して15日を超えない範囲内において管理者が定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員(組合規則で定める職員を除く。)で管理者が定めるものについても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が組合規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。第4項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の117.5(課長職職員にあっては100分の137.5、部長職職員にあっては100分の147.5)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の117.5」とあるのは「100分の57.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の147.5」とあるのは「100分の67.5」とする。

- 4 第2項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

- 5 前条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「次条第4項」と、「第2項の期末手当基礎額」とあるのは「次条第2項の勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。

- 6 前各項に規定するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、組合規則で定める。
(期末手当の不支給)

第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、第18条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員

(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

(期末手当の一時差止め)

第19条の2の2 管理者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項第3号において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する市民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 管理者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 第1項第1号の規定により一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 第1項第2号の規定により一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合

(3) 第1項第2号の規定により一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して

1年を経過した場合

- 4 前項の規定は、管理者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 管理者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、管理者が別に定める。
(勤勉手当の不支給及び一時差止め)

第19条の2の3 前2条の規定は、第19条の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第19条の2中「第18条第1項」とあるのは「第19条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第19条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する管理者が定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

(給与の口座振替)

第20条 給与は、職員から申出のある場合は、口座振替の方法により支払うことができる。

(特定職員の適用除外)

第21条 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める職員には適用しない。

- (1) 第7条、第8条及び第8条の3 部長職職員
- (2) 第8条の3 課長職職員
- (3) 第4条第2項から第9項まで、第7条、第8条及び第8条の3 定年前再任用短時間勤務職員

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に管理者が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和35年2月15日から適用する。
- 2 平成21年6月に支給する期末手当に関する第18条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項中「100分の157.5、」とあるのは「100分の137.5、」と、同条第3項中「100分の157.5、」とあるのは「100分の75、」とあるのは「100分の137.5、」とあるのは「100分の65、」とする。
- 3 当分の間、職員の給料月額を、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第5項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第3項に規定する当該職員の属する職務の級並びに第4条第1項、第6項及び第8項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額（給料の切替えに伴う経過措置として、この条例その他の条例の規定において、異なる給料月額の定めがある場合は当該給料月額）に100分の

70を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。

4 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) ふじみ衛生組合職員の定年等に関する条例（昭和59年ふじみ衛生組合条例第4号）第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に掲げる職を占める職員

(3) ふじみ衛生組合職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

5 法第28条の2第1項に規定する他の職への降任をされた職員であって、当該他の職への降任をされた日（以下この項及び附則第7項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第3項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（組合規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第3項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

6 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条第3項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは「第3条第3項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

7 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第3項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第5項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、組合規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

8 附則第5項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第3項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、組合規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

9 附則第5項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第18条第5項（第19条第

- 5項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「給料の月額」とあるのは「給料の月額と附則第5項、第7項又は第8項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 10 附則第3項から前項までに定めるもののほか、附則第3項の規定による給料月額、附則第5項の規定による給料その他附則第3項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

第4類 給与 (一般職の職員の給与に関する条例)

別表第1 (第3条関係)

行政職 給料表 (1)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	184,100	235,800	254,800	303,400	502,700
2	185,000	237,000	256,200	305,400	517,900
3	186,000	238,200	257,600	307,400	526,900
4	187,000	239,400	259,000	309,300	535,900
5	188,000	240,600	260,500	311,200	
6	189,000	241,800	261,900	313,100	
7	190,100	243,000	263,300	315,200	
8	191,200	244,200	264,700	317,200	
9	192,300	245,400	266,200	319,100	
10	193,400	246,600	267,600	321,100	
11	194,500	247,800	269,100	323,100	
12	195,700	249,100	270,700	325,100	
13	196,900	250,400	272,300	327,100	
14	198,100	251,700	274,000	329,200	
15	199,400	252,900	275,700	331,300	
16	200,700	254,300	277,400	333,300	
17	202,100	255,800	279,200	335,400	
18	204,200	257,200	281,200	337,500	
19	206,300	258,400	283,100	339,700	
20	208,500	259,800	285,100	341,900	
21	210,700	261,300	287,000	344,100	
22	212,500	262,700	289,000	346,600	
23	214,300	264,000	291,000	349,100	
24	216,100	265,400	292,900	351,600	
25	217,900	266,900	294,800	354,100	
26	219,800	268,500	296,800	356,600	
27	221,700	270,000	298,800	359,100	
28	223,600	271,500	300,700	361,900	
29	225,500	273,100	302,600	364,600	
30	226,800	275,100	304,600	367,600	
31	228,200	277,000	306,600	370,500	
32	229,600	279,000	308,500	373,400	
33	231,200	280,900	310,400	376,400	
34	232,400	282,500	312,300	379,200	
35	233,500	284,100	314,400	381,900	
36	234,600	285,600	316,400	384,600	
37	235,700	286,900	318,300	387,100	
38	236,700	288,200	320,300	389,600	
39	237,800	289,500	322,200	391,900	
40	238,900	290,900	324,200	394,300	
41	240,100	292,300	326,200	396,700	

第4類 給与 (一般職の職員の給与に関する条例)

42	241,100	293,700	328,100	399,000	
43	242,200	295,000	330,100	401,300	
44	243,300	296,300	332,100	403,600	
45	244,500	297,600	334,100	406,000	
46	245,500	298,900	336,100	408,300	
47	246,600	300,200	338,100	410,500	
48	247,700	301,500	340,100	412,700	
49	248,900	302,800	342,200	415,000	
50	250,000	304,100	344,700	417,300	
51	251,100	305,400	347,200	419,500	
52	252,100	306,700	349,700	421,700	
53	253,200	308,000	352,200	423,700	
54	254,200	309,300	354,500	425,600	
55	255,300	310,600	356,700	427,600	
56	256,400	311,800	358,800	429,500	
57	257,500	313,100	360,800	431,300	
58	258,500	314,300	362,800	433,100	
59	259,600	315,500	364,700	434,800	
60	260,700	316,800	366,500	436,600	
61	261,800	318,100	368,400	438,400	
62	262,800	319,400	370,300	439,900	
63	263,900	320,600	372,200	441,000	
64	265,000	321,900	374,000	441,900	
65	266,100	323,100	375,800	442,800	
66	267,100	324,300	377,500	443,600	
67	268,200	325,500	379,100	444,300	
68	269,300	326,800	380,500	445,000	
69	270,300	328,000	382,000	445,700	
70	271,300	329,200	383,000	446,400	
71	272,400	330,400	383,900	447,100	
72	273,400	331,600	384,700	447,800	
73	274,500	332,900	385,500	448,500	
74	275,500	334,000	386,300	449,200	
75	276,600	335,200	387,000	449,900	
76	277,600	336,300	387,700	450,500	
77	278,700	337,500	388,500	451,100	
78	279,700	338,600	389,200	451,800	
79	280,700	339,600	389,900	452,400	
80	281,800	340,500	390,600	453,000	
81	282,900	341,300	391,300	453,600	
82	283,900	342,100	391,900	454,200	
83	285,000	342,900	392,500	454,800	
84	286,000	343,600	393,000	455,400	
85	287,100	344,300	393,500	456,000	
86	288,100	345,100	394,000	456,600	
87	289,100	345,700	394,500	457,200	
88	290,100	346,400	395,100	457,700	
89	291,200	347,100	395,700	458,200	

第4類 給与 (一般職の職員の給与に関する条例)

90	292,200	347,700	396,300	458,800	
91	293,300	348,200	396,900	459,300	
92	294,300	348,600	397,400	459,800	
93	295,300	349,100	397,900	460,300	
94	296,300	349,600	398,500	460,800	
95	297,300	350,100	399,000	461,300	
96	298,300	350,600	399,500	461,800	
97	299,400	351,000	400,000	462,200	
98	300,400	351,500	400,500		
99	301,400	351,900	401,000		
100	302,400	352,400	401,500		
101	303,500	352,900	402,000		
102	304,600	353,300	402,500		
103	305,600	353,800	403,000		
104	306,600	354,300	403,500		
105	307,500	354,700	403,900		
106	308,400	355,100	404,400		
107	309,300	355,500	404,900		
108	310,200	355,900	405,300		
109	311,000	356,300	405,700		
110	311,700	356,700	406,200		
111	312,400	357,100	406,700		
112	313,100	357,500	407,100		
113	313,800	357,900	407,500		
114	314,200	358,300	408,000		
115	314,700	358,700	408,500		
116	315,200	359,100	408,900		
117	315,600	359,500	409,300		
118	316,000	359,900	409,800		
119	316,300	360,300	410,200		
120	316,600	360,700	410,600		
121	316,900	361,100	411,000		
122	317,300	361,400	411,500		
123	317,600	361,800	411,900		
124	317,900	362,200	412,300		
125	318,200	362,600	412,700		
126	318,600	362,900	413,200		
127	318,900	363,300	413,600		
128	319,200	363,700	414,000		
129	319,500	364,100	414,400		
130	319,900		414,900		
131	320,200		415,300		
132	320,500		415,700		
133	320,800		416,100		
134	321,200		416,500		
135	321,500		416,900		
136	321,800		417,300		
137	322,100		417,700		

第4類 給与 (一般職の職員の給与に関する条例)

138	322,400		418,100		
139	322,800		418,500		
140	323,100		418,900		
141	323,400		419,300		
142	323,700				
143	324,000				
144	324,300				
145	324,600				
146	324,900				
147	325,200				
148	325,500				
149	325,800				
定年前再任 用短時間勤 務職員	基準給料月額 円 201,200	基準給料月額 円 233,700	基準給料月額 円 274,800	基準給料月額 円 318,400	基準給料月額 円 436,800

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
- 2 1級の17号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で管理者が定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、199,700円とする。

第4類 給与 (一般職の職員の給与に関する条例)

別表第2 (第3条関係)

行政職給料表(2)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	175,700	245,000	276,300	307,200
2	176,200	246,500	277,900	309,300
3	176,700	248,000	279,600	311,400
4	177,200	249,500	281,300	313,400
5	177,700	250,900	283,000	315,500
6	178,200	252,200	284,700	317,600
7	178,700	253,400	286,400	319,700
8	179,300	254,600	288,100	321,800
9	179,900	255,800	289,800	323,800
10	180,400	257,000	291,500	325,800
11	181,100	258,300	293,300	327,700
12	181,700	259,600	295,000	329,700
13	182,300	260,900	296,700	331,600
14	183,000	262,200	298,400	333,600
15	183,800	263,500	300,100	335,500
16	184,600	264,900	301,700	337,400
17	185,400	266,200	303,300	339,300
18	186,500	267,500	304,900	341,200
19	187,600	268,900	306,500	343,100
20	188,800	270,300	308,200	345,000
21	190,100	271,600	309,800	346,800
22	191,400	273,000	311,400	348,700
23	192,600	274,400	313,000	350,500
24	193,900	275,800	314,600	352,300
25	195,200	277,200	316,100	354,000
26	196,600	278,600	317,600	355,700
27	198,000	280,000	319,000	357,300
28	199,500	281,400	320,400	358,900
29	201,000	282,800	321,800	360,400
30	202,500	284,200	323,200	361,600
31	204,000	285,600	324,600	362,800
32	205,500	286,900	326,000	364,000
33	207,100	288,200	327,400	365,200
34	208,600	289,500	328,800	366,300
35	210,200	290,800	330,100	367,300
36	211,800	292,100	331,400	368,400
37	213,400	293,300	332,600	369,400
38	214,900	294,500	333,800	370,300
39	216,500	295,700	334,900	371,200
40	218,100	296,900	336,000	372,100
41	219,600	298,100	337,100	372,900

第4類 給与 (一般職の職員の給与に関する条例)

42	220,400	299,200	338,100	373,700
43	221,200	300,300	339,000	374,500
44	222,000	301,300	339,900	375,200
45	222,700	302,300	340,800	375,800
46	223,200	303,200	341,600	376,400
47	223,700	304,100	342,400	377,000
48	224,200	305,000	343,200	377,500
49	224,600	305,900	344,000	377,900
50	225,100	306,800	344,700	378,400
51	225,600	307,600	345,400	378,800
52	226,200	308,400	346,100	379,200
53	226,800	309,200	346,800	379,600
54	227,500	310,000	347,500	380,000
55	228,200	310,800	348,100	380,400
56	229,000	311,500	348,700	380,800
57	229,900	312,200	349,200	381,100
58	230,700	312,900	349,700	381,400
59	231,500	313,600	350,200	381,800
60	232,400	314,300	350,600	382,100
61	233,400	315,000	351,000	382,400
62	234,300	315,600	351,400	382,700
63	235,200	316,200	351,800	383,100
64	236,000	316,800	352,200	383,400
65	236,900	317,400	352,600	383,700
66	237,700	318,000	353,000	384,100
67	238,600	318,500	353,400	384,400
68	239,500	319,000	353,800	384,700
69	240,400	319,500	354,100	385,000
70	241,300	320,000	354,400	385,300
71	242,200	320,500	354,700	385,600
72	243,100	321,000	355,000	385,900
73	244,000	321,500	355,300	386,200
74	244,900	322,000	355,600	386,500
75	245,800	322,500	355,900	386,800
76	246,700	322,900	356,200	387,100
77	247,500	323,300	356,500	387,400
78	248,300	323,700	356,800	387,700
79	249,200	324,100	357,100	388,000
80	250,100	324,400	357,400	388,300
81	250,900	324,700	357,700	388,600
82	251,800	325,100	358,000	388,900
83	252,700	325,500	358,300	389,200
84	253,500	325,800	358,600	389,500
85	254,400	326,100	358,900	389,700
86	255,300	326,400	359,200	390,000
87	256,200	326,700	359,500	390,300
88	257,000	327,000	359,800	390,600
89	257,800	327,300	360,100	390,900

第4類 給与 (一般職の職員の給与に関する条例)

90	258,700	327,600	360,400	391,200
91	259,600	327,900	360,700	391,500
92	260,500	328,200	361,000	391,800
93	261,500	328,500	361,300	392,100
94	262,500	328,800	361,600	392,400
95	263,400	329,100	361,900	392,700
96	264,300	329,300	362,200	393,000
97	265,100	329,600	362,500	393,300
98	265,900	329,900	362,800	393,600
99	266,800	330,200	363,100	393,900
100	267,600	330,500	363,400	394,200
101	268,400	330,700	363,700	394,500
102	269,300	331,000	364,000	394,800
103	270,300	331,300	364,300	395,100
104	271,300	331,600	364,600	395,400
105	272,200	331,900	364,800	395,700
106	273,100	332,200	365,100	396,000
107	274,000	332,500	365,400	396,300
108	274,900	332,700	365,700	396,600
109	275,800	333,000	366,000	396,900
110	276,800	333,300	366,300	397,200
111	277,700	333,600	366,600	397,500
112	278,400	333,900	366,900	397,800
113	279,200	334,200	367,200	398,100
114	280,000	334,500	367,500	398,400
115	280,700	334,800	367,800	398,700
116	281,500	335,100	368,100	399,000
117	282,200	335,400	368,400	399,300
118	282,800	335,700	368,700	399,600
119	283,300	336,000	369,000	399,900
120	283,800	336,300	369,300	400,200
121	284,200	336,600	369,600	400,500
122	284,600	336,900	369,900	400,800
123	285,000	337,200	370,200	401,100
124	285,400	337,500	370,500	401,400
125	285,700	337,800	370,800	401,700
126	286,100	338,100	371,100	402,000
127	286,400	338,400	371,400	402,300
128	286,800	338,700	371,700	402,600
129	287,100	339,000	372,000	402,900
130	287,500	339,300	372,300	403,200
131	287,900	339,600	372,600	403,500
132	288,200	339,900	372,900	403,800
133	288,500	340,200	373,200	404,100
134	288,800	340,500	373,500	404,400
135	289,100	340,800	373,800	404,700
136	289,400	341,100	374,100	405,000
137	289,700	341,400	374,400	405,300

第4類 給与 (一般職の職員の給与に関する条例)

138	290,000	341,700	374,700	405,600
139	290,300	342,000	375,000	405,900
140	290,600	342,300	375,300	406,200
141	290,900	342,600	375,600	406,500
142	291,200	342,900	375,900	406,800
143	291,500	343,200	376,200	407,100
144	291,800	343,500	376,500	407,400
145	292,100	343,800	376,800	407,700
146	292,300	344,100	377,100	408,000
147	292,600	344,400	377,400	408,300
148	292,900	344,700	377,700	408,600
149	293,200	345,000	378,000	408,900
150	293,500	345,300	378,300	
151	293,800	345,600	378,600	
152	294,100	345,900	378,900	
153	294,400	346,200	379,200	
154	294,700	346,500	379,500	
155	295,000	346,800	379,800	
156	295,300	347,100	380,100	
157	295,600	347,400	380,400	
158	295,900	347,700	380,700	
159	296,200	348,000	381,000	
160	296,500	348,300	381,300	
161	296,800	348,600	381,600	
162	297,100	348,900	381,900	
163	297,400	349,200	382,200	
164	297,700	349,500	382,500	
165	298,000	349,800	382,800	
166	298,300	350,100	383,100	
167	298,600	350,400	383,400	
168	298,900	350,700	383,700	
169	299,200	351,000	384,000	
170	299,500	351,300	384,300	
171	299,800	351,600	384,600	
172	300,100	351,900	384,900	
173	300,400	352,200	385,200	
174	300,700	352,500	385,500	
175	301,000	352,800	385,800	
176	301,300	353,100	386,100	
177	301,600	353,400	386,400	
178	301,900	353,700	386,700	
179	302,200	354,000	387,000	
180	302,500	354,300	387,300	
181	302,800	354,600	387,600	
182	303,100	354,900	387,900	
183	303,400	355,200	388,200	
184	303,700	355,500	388,500	
185	304,000	355,800	388,800	

第4類 給与 (一般職の職員の給与に関する条例)

186	304,300	356,100	389,100	
187	304,600	356,400	389,400	
188	304,900	356,700	389,700	
189	305,200	357,000	390,000	
190	305,500	357,300	390,300	
191	305,800	357,600	390,600	
192	306,100	357,900	390,900	
193	306,400	358,200	391,200	
194	306,700	358,500		
195	307,000	358,800		
196	307,300	359,100		
197	307,600	359,400		
198	307,900	359,700		
199	308,200	360,000		
200	308,500	360,300		
201	308,800	360,600		
202	309,100	360,900		
203	309,400	361,200		
204	309,700	361,500		
205	310,000	361,800		
206	310,300	362,100		
207	310,600	362,400		
208	310,900	362,700		
209	311,200	363,000		
210	311,500	363,300		
211	311,800	363,600		
212	312,100	363,900		
213	312,400	364,200		
214	312,700	364,500		
215	313,000	364,800		
216	313,300	365,100		
217	313,600	365,400		
218	313,900	365,700		
219	314,200	366,000		
220	314,500	366,300		
221	314,800	366,600		
222	315,100	366,900		
223	315,400	367,200		
224	315,700	367,500		
225	316,000	367,800		
226	316,300			
227	316,600			
228	316,900			
229	317,200			
230	317,500			
231	317,800			
232	318,100			
233	318,400			

第4類 給与 (一般職の職員の給与に関する条例)

234	318,700			
235	319,000			
236	319,300			
237	319,600			
238	319,900			
239	320,200			
240	320,500			
241	320,800			
242	321,100			
243	321,400			
244	321,700			
245	322,000			
246	322,300			
247	322,600			
248	322,900			
249	323,200			
250	323,500			
251	323,800			
252	324,100			
253	324,400			
254	324,700			
255	325,000			
256	325,300			
257	325,600			
258	325,900			
259	326,200			
260	326,500			
261	326,800			
定年前再 任用短時 間勤務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	211,500 円	226,000 円	246,500 円	278,400 円

備考 この表は、技能労務系の職務に従事する職員に適用する。

別表第3 (第3条関係)

ア 行政職給料表(1)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	主事の職務
2級	主任の職務
3級	係長の職務
4級	課長補佐の職務及び課長の職務
5級	部長の職務

イ 行政職給料表(2)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	主事の職務
2級	主任の職務
3級	係長の職務
4級	統括的な業務を処理する係長の職務

別表第4 (第9条関係)

自転車等使用職員の通勤手当額

職員の区分 自転車等の片道の使用距離の区分	1 2以外の職員	2 身体に障害を有する職員で組合規則で定めるところにより通勤が困難であると認められるもの
	円	円
5キロメートル未満	2,600	4,500
5キロメートル以上10キロメートル未満	3,000	6,200
10キロメートル以上15キロメートル未満	5,000	9,600
15キロメートル以上20キロメートル未満	7,000	13,000
20キロメートル以上25キロメートル未満	9,000	16,400
25キロメートル以上30キロメートル未満	11,000	19,800
30キロメートル以上35キロメートル未満	11,000	23,200
35キロメートル以上40キロメートル未満	13,000	26,600
40キロメートル以上45キロメートル未満	13,000	30,000
45キロメートル以上50キロメートル未満	14,000	31,800
50キロメートル以上55キロメートル未満	14,000	33,600
55キロメートル以上60キロメートル未満	15,000	35,400
60キロメートル以上	15,000	37,200

附 則（昭和35年12月23日条例第19号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、（後略）
- 2 （省略）

附 則（昭和36年3月31日条例第3号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、（後略）
- 第2項から第4項まで （省略）

附 則（昭和37年3月26日条例第2号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、（後略）
- 2 （省略）

附 則（昭和37年9月28日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、（後略）

附 則（昭和38年3月27日条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、（後略）
- 第2項から第4項まで （省略）

附 則（昭和39年3月30日条例第2号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、（後略）
- 2 （省略）

附 則（昭和40年3月30日条例第3号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、（後略）
- 2 （省略）

附 則（昭和40年3月31日条例第4号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）
- 第2項から第6項まで （省略）

附 則（昭和40年5月15日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和40年9月30日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年3月28日条例第2号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）
- 第2項から第5項まで （省略）

附 則（昭和42年3月22日条例第1号）

1 この条例は、公布の日から施行し、（後略）

2 （省略）

附 則（昭和42年12月1日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、（後略）

附 則（昭和43年3月12日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年3月28日条例第5号）

改正 昭和44年3月29日 条例第2号
昭和45年3月30日 条例第3号
昭和46年1月5日 条例第1号

1 この条例は、公布の日から施行し、（後略）

第2項から第5項まで （省略）

附 則（昭和44年3月29日条例第2号）

1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

第2項から第5項まで （省略）

附 則（昭和45年3月30日条例第3号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

第2項から第5項まで （省略）

附 則（昭和46年1月5日条例第1号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

第2項から第6項まで （省略）

附 則（昭和47年1月20日条例第1号）

1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

第2項から第7項まで （省略）

附 則（昭和48年1月5日条例第1号）

1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

第2項から第10項まで （省略）

附 則（昭和48年10月1日条例第7号）

1 この条例は、公布の日から施行し、（後略）

第2項から第5項まで （省略）

附 則（昭和49年6月15日条例第5号）

1 この条例は、公布の日から施行し、（後略）

2 （省略）

附 則（昭和49年10月1日条例第6号）

1 この条例は、昭和49年10月1日から施行する。（後略）

第2項から第5項まで（省略）

附 則（昭和51年1月5日条例第1号）

1 この条例は、公布の日から施行し、（後略）

第2項から第5項まで（省略）

附 則（昭和52年1月5日条例第1号）

1 この条例は、公布の日から施行し、（後略）

第2項から第5項まで（省略）

附 則（昭和53年1月31日条例第1号）

1 この条例は、公布の日から施行し、（後略）

第2項から第5項まで（省略）

附 則（昭和54年1月5日条例第1号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

第2項から第6項まで（省略）

附 則（昭和54年12月8日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年1月17日条例第1号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

第2項から第8項まで（省略）

附 則（昭和56年1月10日条例第1号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

第2項から第6項まで（省略）

附 則（昭和57年1月13日条例第1号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

第2項から第6項まで（省略）

附 則（昭和57年7月24日条例第4号）

1 この条例は、昭和57年7月24日から施行する。（後略）

附 則（昭和57年12月11日条例第7号）

1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（昭和59年3月23日条例第1号）

1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

第2項から第6項まで（省略）

附 則（昭和60年3月23日条例第1号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

第2項から第6項まで（省略）

附 則（昭和61年3月25日条例第1号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

第2項から第8項まで（省略）

附 則（昭和62年3月19日条例第1号）

1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

第2項から第6項まで（省略）

附 則（昭和63年3月31日条例第3号）

1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

第2項から第6項まで（省略）

附 則（平成元年1月11日条例第1号）

1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

第2項から第8項まで（省略）

附 則（平成元年5月16日条例第5号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成元年6月1日から施行する。

附 則（平成元年12月28日条例第7号）

1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

第2項から第6項まで（省略）

附 則（平成2年8月30日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年1月8日条例第1号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

第2項から第6項まで（省略）

附 則（平成3年3月30日条例第5号）

1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。

2（省略）

附 則（平成4年1月6日条例第1号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

第2項から第6項まで（省略）

附 則（平成4年5月28日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の規定は、平成4年4月1日から適用する。

附 則（平成4年9月1日条例第9号）

この条例は、平成4年9月1日から施行する。

附 則（平成4年12月28日条例第16号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

第2項から第9項まで（省略）

附 則（平成5年12月28日条例第3号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。

第2項から第5項まで（省略）

（期末手当に関する特例措置）

6 改正後の条例第18条第2項の規定の適用については、平成6年3月31日までの間、同項中「100分の50」とあるのは「100分の40」と、「100分の200」とあるのは「100分の210」とする。

7（省略）

附 則（平成6年3月1日条例第1号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年12月28日条例第2号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条の改正規定は、平成7年1月1日から施行する。

2 この条例による改正後のふじみ衛生組一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（第17条の規定を除く。）は、平成6年4月1日（以下「切替日」という。）から適用する。

（等級、号給等の切替え）

3 切替日における職員の等級及び号給又は給料月額、この条例による改正前のふじみ衛生組一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、切替日の前日においてその者が受けていた等級及び号給又は給料月額と同一の等級及び号給又はこれに対応する給料月額とする。

（切替期間における異動者等の等級、号給等）

4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動の職員の改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における等級及び号給又は給料月額は、前項の規定中「切替日」及び「切替日の前日」を「適用の日又は異動の日」と読み替えて適用した場合に決定される等級及び号給又は給料月額とする。

（昇給期間の通算）

- 5 切替日以降における最初の改正後の条例第4条第5項及び第7項の規定の適用については、改正前の条例の規定による号給又は給料月額を受けていた期間を改正後の条例の規定による号給又は給料月額を受ける期間に通算する。

（期末手当に関する特例措置）

- 6 改正後の条例第18条第2項の規定の適用については、平成7年3月31日までの間、同項中「100分の50」とあるのは「100分の40」と、「100分の190」とあるのは「100分の200」とする。

附 則（平成7年12月28日条例第1号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後のふじみ衛生組一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成7年4月1日（以下「切替日」という。）から適用する。

（等級、号給等の切替え）

- 3 切替日における職員の等級及び号給又は給料月額は、この条例による改正前のふじみ衛生組一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、切替日の前日においてその者が受けていた等級及び号給又は給料月額と同一の等級及び号給又はこれに対応する給料月額とする。

（切替期間における異動者等の等級、号給等）

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における等級及び号給又は給料月額は、前項の規定中「切替日」及び「切替日の前日」を「適用の日又は異動の日」と読み替えて適用した場合に決定される等級及び号給又は給料月額とする。

（昇給期間の通算）

- 5 切替日以降における最初の改正後の条例第4条第5項及び第7項の規定の適用については、改正前の条例の規定による号給又は給料月額を受けていた期間を改正後の条例の規定による号給又は給料月額を受ける期間に通算する。

（給与の内払）

- 6 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成8年12月27日条例第6号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成8年4月1日（以下「切替日」という。）から適用する。
（等級、号給等の切替え）
- 3 切替日における職員の等級及び号給又は給料月額は、この条例による改正前のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、切替日の前日においてその者が受けていた等級及び号給又は給料月額と同一の等級及び号給又はこれに対応する給料月額とする。
（切替期間における異動者等の等級、号給等）
- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における等級及び号給又は給料月額は、前項の規定中「切替日」及び「切替日の前日」を「適用の日又は異動の日」と読み替えて適用した場合に決定される等級及び号給又は給料月額とする。
（昇給期間の通算）
- 5 切替日以降における最初の改正後の条例第4条第5項及び第7項の規定の適用については、改正前の条例の規定による号給又は給料月額を受けていた期間を改正後の条例の規定による号給又は給料月額を受ける期間に通算する。
（給与の内払）
- 6 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成9年12月26日条例第2号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成9年4月1日（以下「切替日」という。）から適用する。
（等級、号給等の切替え）
- 3 切替日における職員の等級及び号給又は給料月額は、この条例による改正前のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、切替日の前日においてその者が受けていた等級及び号給又は給料月額と同一の等級及び号給又はこれに対応する給料月額とする。
（切替期間における異動者等の等級、号給等）
- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正

前の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における等級及び号給又は給料月額は、前項の規定中「切替日」及び「切替日の前日」を「適用の日又は異動の日」と読み替えて適用した場合に決定される等級及び号給又は給料月額とする。

（昇給期間の通算）

- 5 切替日以降における最初の改正後の条例第4条第5項及び第7項の規定の適用については、改正前の条例の規定による号給又は給料月額を受けていた期間を改正後の条例の規定による号給又は給料月額を受ける期間に通算する。

（給与の内払）

- 6 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成10年5月29日条例第7号）

この条例は、平成10年6月1日から施行する。

附 則（平成10年12月28日条例第8号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条の3第2項の改正規定（同項第3号及び第4号に係る部分に限る。）は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。次項及び附則第4項において同じ。）による改正後のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成10年4月1日（以下「切替日」という。）から適用する。

（等級、号給等の切替え）

- 3 切替日における職員の等級及び号給又は給料月額は、この条例による改正前のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、切替日の前日においてその者が受けていた等級及び号給又は給料月額と同一の等級及び号給又はこれに対応する給料月額とする。

（切替期間における異動者等の等級、号給等）

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における等級及び号給又は給料月額は、前項の規定中「切替日」及び「切替日の前日」を「適用の日又は異動の日」と読み替えて適用した場合に決定される等級及び号給又は給料月額とする。

（昇給期間の通算）

- 5 切替日以降における最初の改正後の条例第4条第5項及び第7項の規定の適用については、改正前の条例の規定による号給又は給料月額を受けていた期間を改正後の条例の規定による号給又は給料月額を受ける期間に通算する。

（給与の内払）

- 6 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成12年3月1日条例第1号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例第18条第2項の規定の適用については、平成12年3月31日までの間、同項中「100分の55」とあるのは「100分の25」とする。

附 則（平成12年3月31日条例第3号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条の3第2項の改正規定（同項第3号及び第4号に係る部分に限る。）は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。次項及び附則第4項において同じ。）による改正後のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成11年4月1日（以下「切替日」という。）から適用する。

（等級、号給等の切替え）

- 3 切替日における職員の等級及び号給又は給料月額は、この条例による改正前のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、切替日の前日においてその者が受けていた等級及び号給又は給料月額と同一の等級及び号給又はこれに対応する給料月額とする。

（切替期間における異動者等の等級、号給等）

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における等級及び号給又は給料月額は、前項の規定中「切替日」及び「切替日の前日」を「適用の日又は異動の日」と読み替えて適用した場合に決定される等級及び号給又は給料月額とする。

（昇給期間の通算）

- 5 切替日以降における最初の改正後の条例第4条第5項及び第7項の規定の適用については、改正前の条例の規定による号給又は給料月額を受けていた期間を改正後の条例の規定による号給又は給料月額を受ける期間に通算する。

（給与の内払）

- 6 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成12年8月25日条例第6号）

改 正 平成14年12月24日 条例第5号

平成15年12月25日 条例第3号

平成17年5月27日 条例第1号

平成17年12月22日 条例第2号

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成12年7月1日（以下「切替日」という。）から適用する。

（適用給料表の切替え）

- 3 切替日の前日から引き続き在職する職員であって、同日においてこの条例による改正前のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例（以下「旧条例」という。）別表1の給料表（以下「旧給料表」という。）の適用を受けていたものの切替日における新条例別表第1及び別表第2の給料表（以下「新給料表」という。）の適用については、附則別表第1の適用給料表切替表に定めるところによる。

（新給料表の職務の級及び号給の切替え）

- 4 前項の規定により切替日において新給料表の適用がある職員の新給料表における職務の級及び号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた旧給料表における職務の等級及び号給（以下「旧号給」という。）に応じて附則別表第2及び附則別表第3の切替表に定めるところによる。

（新号給がない職員等の取扱い）

- 5 前項に規定する切替表に旧号給に対応する新号給がない職員及び切替日の前日においてその者が属していた旧給料表における職務の等級における給料の幅の最高額を超える給料月額（以下「旧給料月額」という。）を受けていた職員並びに切替日以後においてその者が属している新給料表における職務の級における給料の幅の最高額に達した職員については、新条例第3条第1項の規定にかかわらず、切替日から平成17年12月31日までの期間に限り、附則別表第4及び附則別表第5の暫定給料表を適用する。この場合において、暫定給料表の適用がある職員の昇給に当たっては、暫定給料表における職務の級及び号給（以下「暫定号給」という。）のうち、附則別表第6のみなし最高暫定号給表に定める暫定号給の給料月額をその者が属する職務の級における給料の幅の最高額とみなして、新条例第4条第5項及び第7項ただし書の規定を適用する。

第4類 給与（一般職の職員の給与に関する条例）

（暫定給料表の職務の級及び号給の切替え）

- 6 前項の規定により切替日において暫定給料表の適用がある職員の暫定号給は、旧号給又は旧給料月額に応じて附則別表第7及び附則別表第8の切替表に定めるところによる。

（旧号給又は旧給料月額を受けていた期間の通算）

- 7 附則第4項の規定により新号給を定められた職員及び前項の規定により暫定号給を定められた職員に対する切替日以後における最初の新条例第4条第5項及び第7項ただし書の規定の適用については、旧号給又は旧給料月額を受けていた期間を新号給又は暫定号給を受ける期間に通算する。

（昇給期間の調整）

- 8 附則別表第2、附則別表第3、附則別表第7及び附則別表第8の切替表の期間の欄に期間（以下「切替調整期間」という。）の定めがある職員の切替日以後における最初の昇給期間は、新条例第4条第5項及び第7項ただし書の規定にかかわらず、これらに規定する期間に切替調整期間を加えた期間とする。

（昇給停止の特例措置）

- 9 平成12年3月31日において57歳以上である職員で同年4月1日以降在職するものについての新条例第4条第9項の規定の適用については、同項中「当該3月31日」とあるのは、「平成15年3月31日」とする。

（給与の内払）

- 10 新条例の規定を適用する場合においては、旧条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

附則別表第1（附則第3項関係）

適用給料表切替表

新給料表	適用職員
行政職給料表(1)	旧給料表の適用を受けていた職員のうち、行政職給料表(2)の適用を受けないすべての職員
行政職給料表(2)	旧給料表の適用を受けていた職員のうち、ふじみ衛生組合一般職の職員の職名に関する規則（昭和63年ふじみ衛生組規則第2号）第3条の表に規定する技術補助の職員

第4類 給与（一般職の職員の給与に関する条例）

附則別表第2（附則第4項関係）

行政職給料表(1)への切替表

4 等 級	1 級		2 級		3 級		3 等 級	3 級		4 級		2 等 級	5 級		6 級		特 2 等 級	7 級		1 等 級	8 級		特 1 等 級	9 級		
	旧号給	新号給	期 間	新号給	期 間	新号給		期 間	旧号給	新号給	期 間		新号給	期 間	旧号給	新号給		期 間	新号給		期 間	旧号給		新号給	期 間	旧号給
1	4	月	—	月	—	月	1	4	3	—	月	1	5	月	3	月	6	1	6	月	1	3	月	1	9	月
2	5		—		—		2	5	6	—		2	6	3	4	6	2	7		2	4		2	10	3	
3	6		—		—		3	6	9	—		3	7	3	5	6	3	9	9	3	5	3	3	11	6	
4	7		—		—		4	7	6	2	9	4	8	3	6	3	4	9		4	6	3	4	12	12	
5	9	6	—		—		5	8	3	3	6	5	9		7	3	5	10		5	7	3	5	12		
6	10	6	4		2	6	6	9	3	4	6	6	10		8	3	6	11		6	8	6	6	13	3	
7	11	6	5		3	6	7	10		5	3	7	11		9	3	7	12	3	7	9	6	7	14	6	
8	12	6	6		4	3	8	11		6	3	8	12		10		8	13	3	8	10	9	8	15	9	
9	13	6	7		5	6	9	13	9	7		9	13		11	3	9	14	3	9	10		9	16	9	
10	14	9	8	3	6	9	10	14	6	8		10	14		12	3	10	15	6	10	11	3	10	17	12	
11	15	6	9		7	6	11	15	3	9		11	15		13	3	11	16	6	11	12	3	11	18	6	
12	16	3	11	9	8	3	12	16	3	11	9	12	16		14	3	12	17	9	12	13	3	12	20	9	
13	17		12	6	9	3	13	17		12	6	13	17	3	15	6	13	18	9	13	14	6	13	22	9	
14	19	9	13	3	10		14	19	6	13	6	14	18		16	6	14	19	12	14	15	6	14	23		
15	20	3	14		11		15	20	3	14	3	15	19		17	6	15	19		15	16	6	15	25		
16	22	9	16	9	13	9	16	21		15		16	21	12	18	6	16	21	9	16	17	9	16			
17	23		17	3	14	6	17	23	9	17	12	17	22	9	19	6	17	22	3	17	18	6	17			
18	25		19	9	15	3	18	25	12	18	9	18	24	12	20	9	18	24	6	18	19		18			
19	27		20	3	16	3	19	28		19	6	19	26	9	21	6	19	26	9	19	21		19			
20	31		22	9	17		20	33	6	20		20	28		22		20	28	6	20	23		20			
21			23		19	6	21			22	6	21	31	6	24	3	21	30	3	21	26	6	21			
22			26	6	20	3	22			25	3	22	34	6	26	3	22			22			22			
23			30	9	21		23			29	6	23	36		29	9	23			23			23			
24					23	9	24			33	6	24			31	6	24			24			24			
25					25	12	25					25			33	3	25			25			25			
26					28		26					26					26			26			26			
27					33	6	27					27					27			27			27			
28							28					28					28			28			28			
29							29					29					29			29			29			
30							30					30					30			30			30			
31							31					31					31			31			31			
32							32					32					32			32			32			

備考

- 1 新号給の欄に号給の定めのない場合は、附則別表第7に定めるところによる。
- 2 切替日前日に事務長又はこれに相当する職にある者は、9級に切り替える。
- 3 切替日前日に次長又はこれに相当する職にある者は、8級に切り替える。
- 4 切替日前日に副主幹又はこれに相当する職にある者は、7級に切り替える。
- 5 切替日前日に主査又はこれに相当する職にある者は、管理者が別に定める基準により5級又は6級のいずれかの級に切り替える。
- 6 切替日前日に3等級に属する者は、次のとおり切り替える。
 - ア 採用区分が初級で在職年数が5年を経過している者、採用区分が中級で在職年数が3年を経過している者及び採用区分が上級で在職年数が1年を経過している者 3級
 - イ アに定める者以外の者 2級

第4類 給与 (一般職の職員の給与に関する条例)

附則別表第3 (附則第4項関係)

行政職給料表(2)への切替表

4 等 級	1 級		2 級		3 等 級	2 級		3 級		2 等 級	4 級		
	旧号給	新号給	期間	新号給		期間	旧号給	新号給	期間		新号給	期間	旧号給
	1	4	月	—		1	—	月	—		1	3	月
	2	5		—		2	—		—		2	4	
	3	6	3	—		3	6	6	1	9	3	6	9
	4	7	6	—		4	7	3	2	6	4	7	6
	5	8	9	1	6	5	8		3	3	5	8	6
	6	8		2	3	6	9		4	3	6	9	3
	7	9		3	3	7	11	9	5		7	10	3
	8	10		4	3	8	12	6	6		8	11	
	9	11	3	5	3	9	13	6	8	9	9	12	
	10	12	6	6	6	10	14	3	9	9	10	13	
	11	13	3	7	3	11	15		10	6	11	14	3
	12	14		8		12	17	9	11	6	12	15	3
	13	16	9	9		13	18	6	12	3	13	16	3
	14	17	6	11	9	14	19	3	13		14	17	3
	15	18		12	9	15	21	9	14		15	18	3
	16	20	9	13	6	16	22	6	16	9	16	19	
	17	21	3	14	3	17	23		17	6	17	21	6
	18	23	6	15		18	26	9	18	3	18	23	9
	19	24		17	9	19	30	6	19		19	25	6
	20	26	3	18	6	20	35	6	21	6	20	28	6
	21	29	12	19	3	21			23	3	21	31	9
	22	33	6	21	9	22			27	9	22	33	
	23			22	6	23			31	9	23		
	24			23		24			35	9	24		
	25			26	9	25					25		
	26			30	6	26					26		
	27			35	6	27					27		
	28					28							
	29					29							
	30					30							
						31							
						32							

備考

- 1 新号給の欄に号給の定めのない場合は、附則別表第8に定めるところによる。
- 2 切替日前日に3等級に属する者は、次のとおり切り替える。
 - ア 在職年数が8年を経過している者 2級
 - イ 在職年数が8年を経過していない者 1級

第4類 給与（一般職の職員の給与に関する条例）

附則別表第4（附則第5項関係）

行政職給料表(1)の暫定給料表

職務の級 号 給	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額	7 級 給料月額	8 級 給料月額	9 級 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	377,600	412,300	453,800	466,300	472,200	500,300	521,100
2	379,300	414,400	456,200	468,800	474,700	503,100	524,000
3	381,000	416,500	458,600	471,300	477,200	505,900	526,900
4	382,700	418,600	461,000	473,800	479,700	508,700	529,800
5	384,400	420,700	463,400	476,300	482,200	511,500	532,700
6	386,100	422,800	465,800	478,800	484,700	514,300	535,600
7	387,800	424,900	468,200	481,300	487,200	517,100	538,500
8	389,500	427,000	470,600	483,800	489,700	519,900	541,400
9	391,200	429,100	473,000	486,300	492,200	522,700	544,300
10	392,900	431,200	475,400	488,800	494,700	525,500	547,200
11	394,600	433,300	477,800	491,300	497,200		
12	396,300	435,400	480,200	493,800	499,700		
13	398,000	437,500	482,600	496,300	502,200		
14	399,700	439,600	485,000	498,800	504,700		
15	401,400	441,700	487,400	501,300	507,200		
16	403,100	443,800	489,800				
17	404,800	445,900	492,200				
18	406,500	448,000	494,600				
19	408,200	450,100	497,000				
20	409,900	452,200	499,400				
21	411,600	454,300					
22	413,300	456,400					
23	415,000	458,500					
24	416,700	460,600					
25	418,400	462,700					
26	420,100	464,800					
27	421,800	466,900					
28	423,500	469,000					
29	425,200	471,100					
30	426,900	473,200					
31	428,600	475,300					
32	430,300	477,400					
33	432,000	479,500					
34	433,700	481,600					
35	435,400	483,700					
36	437,100	485,800					
37	438,800	487,900					
38	440,500	490,000					
39	442,200	492,100					
40	443,900	494,200					
41	445,600						
42	447,300						
43	449,000						
44	450,700						
45	452,400						
46	454,100						
47	455,800						
48	457,500						
49	459,200						
50	460,900						
51	462,600						
52	464,300						
53	466,000						
54	467,700						
55	469,400						
56	471,100						
57	472,800						
58	474,500						
59	476,200						
60	477,900						

第4類 給与 (一般職の職員の給与に関する条例)

附則別表第5 (附則第5項関係)

行政職給料表(2)の暫定給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	326,500	373,900	408,200	450,100
2	328,200	375,600	410,300	452,600
3	329,900	377,300	412,400	455,100
4	331,600	379,000	414,500	457,600
5	333,300	380,700	416,600	460,100
6	335,000	382,400	418,700	462,600
7	336,700	384,100	420,800	465,100
8	338,400	385,800	422,900	467,600
9	340,100	387,500	425,000	470,100
10	341,800	389,200	427,100	472,600
11	343,500	390,900	429,200	475,100
12	345,200	392,600	431,300	477,600
13	346,900	394,300	433,400	480,100
14	348,600	396,000	435,500	482,600
15	350,300	397,700	437,600	485,100
16	352,000	399,400	439,700	
17	353,700	401,100	441,800	
18	355,400	402,800	443,900	
19	357,100	404,500	446,000	
20	358,800	406,200	448,100	
21		407,900	450,200	
22		409,600	452,300	
23		411,300	454,400	
24		413,000	456,500	
25		414,700	458,600	
26		416,400	460,700	
27		418,100	462,800	
28		419,800	464,900	
29		421,500	467,000	
30		423,200	469,100	
31		424,900	471,200	
32		426,600	473,300	
33		428,300	475,400	
34		430,000	477,500	
35		431,700	479,600	
36		433,400	481,700	
37		435,100	483,800	
38		436,800	485,900	
39		438,500		
40		440,200		
41		441,900		
42		443,600		
43		445,300		
44		447,000		
45		448,700		
46		450,400		
47		452,100		
48		453,800		
49		455,500		
50		457,200		
51		458,900		
52		460,600		
53		462,300		
54		464,000		
55		465,700		
56		467,400		
57		469,100		
58		470,800		
59		472,500		
60		474,200		
61		475,900		
62		477,600		

第4類 給与（一般職の職員の給与に関する条例）

附則別表第6（附則第5項関係）

みなし最高暫定号給与表

適用給料表	暫定号給
行政職給料表(1)の暫定給料表	3級50号給
	4級26号給
	5級10号給
	6級4号給
	7級4号給
	8級2号給
	9級1号給
行政職給料表(2)の暫定給料表	2級52号給
	3級28号給
	4級11号給

附則別表第7（附則第6項関係）

行政職給料表(1)の暫定給料表への切替表

4等級				3等級				2等級				特2等級				1等級				特1等級				
旧号給	旧給料月額	暫定号給	期間	旧号給	旧給料月額	暫定号給	期間	旧号給	旧給料月額	暫定号給	期間	旧号給	旧給料月額	暫定号給	期間	旧号給	旧給料月額	暫定号給	期間	旧号給	旧給料月額	暫定号給	期間	
24	円		月	21	円	2	月3	24	円	3	月6	22	円	2	月	22	円	2	月6		円	3	月	
25				22		8	9	25		5	3	23		4			520,500	4	6		546,200	5	3	
26				23		13	6	26		7	2	3		498,200	7	9		526,200	6	6		551,900	7	3
27				24		18	6	27		10	9	4		503,900	9	6		531,900	8	6				
28		2	3	25		23	9	3	9	491,500	12	6	7	9	509,600	11	3		537,600	10	3			
29		8	9	26		27	3	7	9	497,200	14	3	9	6	515,300	13	3							
30		13	6	27		31		10		502,900	16		11	6	521,000	15								
				28		36	9	14	6	508,600	19	6	13	3										
				29		40	9	17		514,300			15											
				30		43		20																
				31		47	9	23																
				32		50	6	26	3															
					480,100	53	6	29	9															
					485,800			31																
					491,500			34	3															
					497,200			37	6															

備考 職務の級への切替えについては、附則別表第2の備考2から備考6までの規定を準用する。

第4類 給与（一般職の職員の給与に関する条例）

附則別表第8（附則第6項関係）

行政職給料表(2)の暫定給料表への切替表

4 等 級		2 級		3 等 級		2 級		3 級		2 等 級		4 級	
旧 号 給	旧 給 料 月 額	暫 定 号 給	期 間	旧 号 給	旧 給 料 月 額	暫 定 号 給	期 間	暫 定 号 給	期 間	旧 号 給	旧 給 料 月 額	暫 定 号 給	期 間
	円		月		円		月		月		円		月
23				21		4	月		月	23		2	月 6
24				22		10	9			24		4	3
25				23		15	3			25		5	
26				24		20	3			26		9	9
27				25		25	9	5	9	27		11	6
28		4		26		29	3	9	9				
29		10	9	27		34	9	12					
30		15	3	28		38	6	16	6				
				29		42	6	19					
				30		45		22					
				31		49	6	25					
				32		52	6	28	3				
					480,100	55	3	31	9				
					485,800	58		33					
					491,500			36	3				
					497,200			39	6				

備考 職務の級への切替えについては、附則別表第3の備考2の規定を準用する。

附 則（平成13年2月27日条例第1号）

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条の3第2項第3号の改正規定及び同項第4号を削る改正規定は、平成13年4月1日から施行する。
- この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第7条第3項及び第8条の3第2項の規定は、平成12年4月1日（以下「切替日」という。）から適用する。

（期末手当の特例）

- 改正後の条例第18条第2項の規定の適用については、平成13年3月31日までの間、同項中「100分の55」とあるのは「100分の35」と、「100分の160」とあるのは「100分の175」とする。

（勤勉手当の特例）

- 改正後の条例第19条第2項の規定の適用については、平成13年3月31日までの間、同項中「100分の55」とあるのは「100分の60」とする。

（給与の内払）

- 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成14年2月26日条例第2号）

（施行期日）

- この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第6条の2第7号並びに第18条第1項及び第2項の改正規定、第19条の次に3条を加える改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

（期末手当の特例）

- この条例による改正後のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例第18条第2項の規定の適用については、平成14年3月31日までの間、同項中「100の55」とあるのは「100の50」とする。

附 則（平成14年12月24日条例第5号）

（施行期日）

- この条例は、平成15年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（職務の級、号給等の切替え）

- 施行日における職員の職務の級及び号給又は給料月額は、第1条の規定による改正前のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）又は第2条の規定による改正前のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（以下「改正前の一部改正条例」という。）の規定により、施行日の前日においてその者が受けていた職務の級及び号給又は給料月額と同一の職務の級及び号給又はこれに対応する給料月額とする。

（昇給期間の通算）

- 施行日以降における最初の第1条の規定による改正後のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第5項及び第7項ただし書の規定の適用については、改正前の条例又は改正前の一部改正条例の規定による号給又は給料月額を受けていた期間を改正後の条例又は第2条の規定による改正後のふじみ衛生組合一般職の職員の給与

に関する条例の一部を改正する条例（以下「改正後の一部改正条例」という。）の規定による号給又は給料月額を受ける期間に通算する。

（平成15年3月に支給する期末手当に関する特例措置）

4 平成15年3月に支給する期末手当の額は、改正後の条例第6条第3項から第5項まで又は第18条第2項から第6項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成15年3月1日（改正後の条例第18条第1項後段の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、又は死亡した日）まで引き続いて在職した期間で平成14年4月1日から施行日の前日までのもの（以下「継続在職期間」という。）について支給される給与のうち給料、扶養手当、調整手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当（以下「給料等」という。）の額の合計額

(2) 継続在職期間について改正後の条例又は改正後の一部改正条例の規定による給料月額及び改正後の条例の規定による扶養手当の額により算定した場合の給料等の額の合計額

附 則（平成15年12月25日条例第3号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中ふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例第7条第3項、別表第1及び別表第2の改正規定並びに第2条の規定 平成16年1月1日（以下「切替日」という。）

(2) 第1条中ふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例第8条の3第2第2号の改正規定、同項第3号を削る改正規定、第9条の改正規定及び別表第2の次に1表を加える改正規定 平成16年4月1日

2 第1条の規定による改正後のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第8条の2第2項の規定は、平成15年7月1日から適用する。

（調整手当に関する特例措置）

3 改正後の条例第8条の2第2項の規定の適用については、平成15年7月1日から平成16年6月30日までの間、同項中「100分の12」とあるのは、「100分の11」とする。

（住居手当に関する特例措置）

4 次の表の左欄に掲げる者に係る住居手当の支給額については、第1条中ふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例第8条の3第2項第2号の改正規定及び同項第3号を削る改正規定にかかわらず、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間、同表左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる額とする。

第4類 給与（一般職の職員の給与に関する条例）

その他の世帯主である職員	1万2,400円
世帯主である職員以外の職員	2,300円

（職務の級、号給等の切替え）

- 5 切替日における職員の職務の級及び号給又は給料月額は、第1条の規定による改正前のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）又は第2条の規定による改正前のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（以下「改正前的一部改正条例」という。）の規定により、切替日の前日においてその者が受けていた職務の級及び号給又は給料月額と同一の職務の級及び号給又はこれに対応する給料月額とする。

（昇給期間の通算）

- 6 切替日以降における最初の改正後の条例第4条第5項及び第7項ただし書の規定の適用については、改正前の条例又は改正前的一部改正条例の規定による号給又は給料月額を受けていた期間を改正後の条例又は第2条の規定による改正後のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の規定による号給又は給料月額を受ける期間に通算する。

（調整手当の内払）

- 7 改正後の条例第8条の2第2項の規定を適用する場合においては、改正前の条例第8条の2第2項の規定に基づいて平成15年7月1日から切替日の前日までの間に職員に支払われた調整手当は、改正後の条例第8条の2第2項の規定による調整手当の内払とみなす。

（平成16年3月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 8 平成16年3月に支給する期末手当の額は、改正後の条例第6条第3項から第5項まで又は第18条第2項から第6項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。この場合において、当該相当する額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成15年4月1日において職員が受けるべき給料、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当及び管理職手当の額の合計額に100分の0.8を乗じて得た額に、同年4月から切替日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額

(2) 平成15年6月及び同年12月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.8を乗じて得た額

- 9 前項の規定により難い事情がある場合は、三鷹市の取扱いの例による。

附 則（平成17年5月27日条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（昇給停止に関する経過措置）

第4類 給与（一般職の職員の給与に関する条例）

- 2 施行日前から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、施行日の前日において55歳に達している職員（施行日の前日において58歳に達していない職員に限る。）の昇給については、なお従前の例による。
- 3 施行日前から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、施行日以降に55歳に達する職員で、施行日の前日において51歳以上55歳未満の職員については、この条例による改正後のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第9項の規定にかかわらず、55歳に達した日以降直近の3月31日の翌日以降も、次項に規定するところにより、昇給させることができる。
- 4 前項に規定する職員については、55歳に達した日以降も、次の表の施行日の前日における年齢欄の区分に対応する昇給を停止する年齢欄に定める年齢に達した日以降直近の3月31日までの期間に限り、改正後の条例第4条第5項、第6項又は第7項ただし書の規定を適用して昇給させることができる。

施行日の前日における年齢	昇給を停止する年齢
53歳以上55歳未満	57歳
51歳以上53歳未満	56歳

- 5 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員のうち、附則第2項又は第3項に規定する職員との権衡上必要があると任命権者が認める職員については、前3項の規定の例により昇給させることができる。

（ふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 6 （省略）

附 則（平成17年12月22日条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条、第6条、第8条の2（見出しを含む。）、第17条第1項、第18条第4項及び第5項、第19条第2項及び第4項の規定は、平成18年4月1日から施行する。
（職務の級、号給等の切替え）
- 2 施行日の前日においてこの条例による改正前のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）別表第1又は別表第2の適用を受ける職員の施行日における職務の級及び号給は、施行日の前日においてその者が受けていた職務の級及び号給とする。
- 3 施行日の前日において附則第8項の規定による改正前のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成12年ふじみ衛生組合条例第6号。附則別表第1及び附則別表第2において「改正前の一部改正条例」という。）附則別表第4又は附則別表第5の適用を受ける職員の施行日における給料月額は、附則別表第1又は附則別表第2の切替表に定め

る給料月額とする。

（昇給期間の通算）

- 4 施行日以降における最初のこの条例による改正後のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第5項の適用については、改正前の条例の規定による号給を受けていた期間を改正後の条例の規定による号給を受ける期間に通算する。

（昇給の基準の特例）

- 5 施行日の前日において改正前の条例別表第1又は別表第2の適用を受ける職員については、改正後の条例第4条第7項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までの期間に限り、最高の号給を受けるに至った時から18月の期間を良好な成績で勤務したときは、その職員の属する職務の級に対応する附則別表第1又は附則別表第2の切替表に定める給料月額のうち、最も額の小さいものを受けすることができる。

（期末手当の特例）

- 6 改正後の条例第18条第2項及び第3項の適用については、平成18年3月31日までの間、同条第2項中「100分の25」とあるのは「100分の30」と、同条第3項中「100分の25」とあるのは「100分の30」と、「100分の10」とあるのは「100分の15」とする。

（平成18年3月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 7 平成18年3月に支給する期末手当の額は、前項の規定にかかわらず、前項の規定により算定される期末手当の額から当該額に100分の8を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

（ふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 8 （省略）

第4類 給与（一般職の職員の給与に関する条例）

附則別表第1（附則第3項関係）

行政職給料表(1)の暫定給料表の切替表

旧表における職務の級	3 級	旧表における職務の級	4 級	旧表における職務の級	5 級	旧表における職務の級	6 級	旧表における職務の級	7 級	旧表における職務の級	8 級	旧表における職務の級	9 級
旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額
	円		円		円		円		円		円		円
2	371,400	2	405,100	2	449,200	2	461,600	2	470,300	2	495,100	2	517,300
3	373,000	3	407,100	3	451,500	3	464,000	3	472,800	3	497,900	3	520,200
4	374,700	4	409,200	4	453,900	4	466,500	4	475,200	4	500,600	4	523,000
5	376,400	5	411,200	5	456,300	5	469,000	5	477,700	5	503,400	5	525,900
6	378,000	6	413,300	6	458,600	6	471,400	6	480,200	6	506,100	6	528,700
7	379,700	7	415,300	7	461,000	7	473,900	7	482,700	7	508,900	7	531,600
8	381,400	8	417,400	8	463,400	8	476,300	8	485,100	8	511,600	8	534,500
9	383,000	9	419,400	9	465,700	9	478,800	9	487,600	9	514,400	9	537,300
10	384,700	10	421,500	10	468,100	10	481,300	10	490,100	10	517,100	10	540,200
11	386,400	11	423,600	11	470,400	11	483,700	11	492,600				
12	388,000	12	425,600	12	472,800	12	486,200	12	495,100				
13	389,700	13	427,700	13	475,200	13	488,700	13	497,500				
14	391,300	14	429,700	14	477,500	14	491,100	14	500,000				
15	393,000	15	431,800	15	479,900	15	493,600	15	502,500				
16	394,700	16	433,800	16	482,300								
17	396,300	17	435,900	17	484,600								
18	398,000	18	437,900	18	487,000								
19	399,700	19	440,000	19	489,300								
20	401,300	20	442,000	20	491,700								
21	403,000	21	444,100										
22	404,700	22	446,100										
23	406,300	23	448,200										
24	408,000	24	450,200										
25	409,700	25	452,300										
26	411,300	26	454,300										
27	413,000	27	456,400										
28	414,600	28	458,400										
29	416,300	29	460,500										
30	418,000	30	462,600										
31	419,600	31	464,600										
32	421,300	32	466,700										
33	423,000	33	468,700										
34	424,600	34	470,800										
35	426,300	35	472,800										
36	428,000	36	474,900										
37	429,600	37	476,900										
38	431,300	38	479,000										
39	433,000	39	481,000										
40	434,600	40	483,100										
41	436,300												
42	438,000												
43	439,600												
44	441,300												
45	442,900												
46	444,600												
47	446,300												
48	447,900												
49	449,600												
50	451,300												
51	452,900												
52	454,600												
53	456,300												
54	457,900												
55	459,600												
56	461,300												
57	462,900												
58	464,600												
59	466,200												
60	467,900												

備考

- 1 旧表における職務の級とは、改正前の一部改正条例附則別表第4における職務の級をいう。
- 2 旧表における号給とは、改正前の一部改正条例附則別表第4における号給をいう。

第4類 給与（一般職の職員の給与に関する条例）

附則別表第2（附則第3項関係）

行政職給料表②の暫定給料表の切替表

旧表における職務の級	1 級	旧表における職務の級	2 級	旧表における職務の級	3 級	旧表における職務の級	4 級
旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額
	円		円		円		円
2	322,300	2	367,800	2	401,300	2	445,700
3	324,000	3	369,500	3	403,300	3	448,100
4	325,600	4	371,100	4	405,400	4	450,600
5	327,300	5	372,800	5	407,400	5	453,100
6	329,000	6	374,400	6	409,500	6	455,500
7	330,600	7	376,100	7	411,500	7	458,000
8	332,300	8	377,800	8	413,600	8	460,400
9	334,000	9	379,400	9	415,700	9	462,900
10	335,600	10	381,100	10	417,700	10	465,400
11	337,300	11	382,800	11	419,800	11	467,800
12	339,000	12	384,400	12	421,800	12	470,300
13	340,700	13	386,100	13	423,900	13	472,800
14	342,300	14	387,800	14	425,900	14	475,200
15	344,000	15	389,400	15	428,000	15	477,700
16	345,700	16	391,100	16	430,000		
17	347,300	17	392,800	17	432,100		
18	349,000	18	394,400	18	434,100		
19	350,700	19	396,100	19	436,200		
20	352,300	20	397,800	20	438,200		
		21	399,400	21	440,300		
		22	401,100	22	442,300		
		23	402,700	23	444,400		
		24	404,400	24	446,500		
		25	406,100	25	448,500		
		26	407,700	26	450,600		
		27	409,400	27	452,600		
		28	411,100	28	454,700		
		29	412,700	29	456,700		
		30	414,400	30	458,800		
		31	416,100	31	460,800		
		32	417,700	32	462,900		
		33	419,400	33	464,900		
		34	421,100	34	467,000		
		35	422,700	35	469,000		
		36	424,400	36	471,100		
		37	426,000	37	473,200		
		38	427,700	38	475,200		
		39	429,400				
		40	431,000				
		41	432,700				
		42	434,400				
		43	436,000				
		44	437,700				
		45	439,400				
		46	441,000				
		47	442,700				
		48	444,400				
		49	446,000				
		50	447,700				
		51	449,400				
		52	451,000				
		53	452,700				
		54	454,300				
		55	456,000				
		56	457,700				
		57	459,300				
		58	461,000				
		59	462,700				
		60	464,300				
		61	466,000				
		62	467,700				

備考

- 1 旧表における職務の級とは、改正前の一部改正条例附則別表第5における職務の級をいう。
- 2 旧表における号給とは、改正前的一部改正条例附則別表第5における号給をいう。

附 則 (平成18年2月24日条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 (省略)

附 則 (平成18年12月21日条例第3号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(職務の級の切替え)
- 2 この条例による改正後のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表第1の適用について、施行日の前日においてその者の属する職務の級(以下「旧級」という。)が、附則別表第1の旧級の項に掲げる職務の級である職員の施行日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級の項に定める級とする。
(号給の切替え)
- 3 施行日の前日において、この条例による改正前のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)別表第1又は別表第2の適用を受けていた職員の施行日における号給(以下「新号給」という。)は、旧級(附則別表第2においては、級)及び施行日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)に応じて附則別表第1又は附則別表第2の新号給の欄に定める号給とする。
(平成19年4月1日における号給の調整)
- 4 改正後の条例別表第1又は別表第2の適用を受ける職員の平成19年4月1日における号給は、同年3月31日においてその者が受けていた号給を同日までに受けていた期間(旧号給を受けていた期間を含み、附則第6項の規定の適用を受けた場合の旧号給を受けていた期間を除く。以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第3又は附則別表第4に定める号給とする。
(平成19年4月1日以後の昇給の号給数の調整)
- 5 前項の規定により号給を決定される職員のうち、経過期間による調整以外の調整が必要なものにあつては、平成19年4月1日以後の昇給の号給数を調整することができる。
(施行日における昇給の特例)
- 6 改正前の条例第4条第5項又は第6項の規定により施行日に行われるべき職員の昇給については、改正後の条例第4条第5項及び第6項の規定にかかわらず、従前の例により同日に行うことができる。
(職員の昇給に関する特例措置)
- 7 改正後の条例第4条第5項及び第6項の規定の適用については、平成20年3月31日までの間、管理者が特に必要と認める場合を除き、行わないものとする。
(平成19年3月に支給する期末手当に関する特例措置)

第4類 給与（一般職の職員の給与に関する条例）

8 平成19年3月に支給する期末手当の額は、改正後の条例第18条の規定による支給率から100分の4（改正後の条例第4条第10項に規定する再任用職員にあっては、100分の3）を減じて得た支給率により算出された額とする。

（切替表の適用を受けている職員の給料月額）

9 ふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年ふじみ衛生組合条例第2号。附則別表第5及び附則別表第6において「平成17年一部改正条例」という。）附則別表第1又は附則別表第2の適用を受けている職員の施行日における給料月額は、これらの表にかかわらず、附則別表第5又は附則別表第6のとおりとする。

第4類 給与 (一般職の職員の給与に関する条例)

附則別表第1 (附則第2項、附則第3項関係)

職員の職務の級及び号給の切替表

行政職給料表(1)の適用を受ける職員の新級及び新号給

旧級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
新級	1級		2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
旧号給	新号給	新号給	新号給	新号給	新号給	新号給	新号給	新号給	新号給
1		9	1	1		1		1	
2		13	1	5		1		1	
3		17	5	9	1	1	1	1	
4	1	21	9	13	5	1	1	1	1
5	5	25	13	17	9	1	1	1	1
6	9	29	17	21	13	5	1	1	1
7	13	33	21	25	17	9	5	5	1
8	17	37	25	29	21	13	9	9	5
9	21	41	29	33	25	17	13	13	9
10	25	45	33	37	29	21	17	17	13
11	29	49	37	41	33	25	21	21	17
12	33	53	41	45	37	29	25	25	21
13	37	57	45	49	41	33	29	29	25
14	41	61	49	53	45	37	33	33	29
15	45	65	53	57	49	41	37	37	33
16	49	69	57	61	53	45	41	41	37
17	53	73	61	65	57	49	45	45	41
18	57	77	65	69	61	53	49	49	45
19	61	81	69	73	65	57	53	53	49
20	65	85	73	77	69	61	57	57	53
21	67	89	77	81	73	65	61	61	57
22	69	93	81	85	77	69	65	65	61
23	73	97	85	89	81	73	69	69	65
24	77	101	89	93	85	77	73	73	69
25	79	101	93	97	89	81	77	77	73
26	81	101	97	101	93	85	81	81	
27	85	101	101	105	97	89	85	85	
28	89	101	105	109	101	93	89		
29	90	101	109	113	105	97	93		
30	91	101	113	117	109	101	97		
31	93	101	117	121	113	105	101		
32		101	121	125	117	109			
33			125	129	121	113			
34			129	133	125	117			
35			133	137	129				
36			137		133				
37			141		137				

附則別表第2 (附則第3項関係)

職員の号給の切替表

行政職給料表(2)の適用を受ける職員の新号給

級	1級	2級	3級	4級
旧号給	新号給	新号給	新号給	新号給
1	1	1	1	1
2	5	5	5	5
3	9	9	9	9
4	13	13	13	13
5	17	17	17	17
6	21	21	21	21
7	25	25	25	25
8	29	29	29	29
9	33	33	33	33
10	37	37	37	37
11	41	41	41	41
12	45	45	45	45
13	49	49	49	49
14	53	53	53	53
15	57	57	57	57
16	61	61	61	61
17	65	65	65	65
18	69	69	69	69
19	73	73	73	73
20	77	77	77	77
21	81	81	81	81
22	85	85	85	85
23	89	89	89	89
24	93	93	93	93
25	97	97	97	97
26	101	101	101	101
27	105	105	105	105
28	109	109	109	109
29	113	113	113	113
30	117	117	117	117
31	121	121	121	121
32	125	125	125	125
33	129	129	129	129
34	133	133	133	133
35	137	137	137	137
36		141		
37		145		

第4類 給与 (一般職の職員の給与に関する条例)

附則別表第3 (附則第4項関係)

職員の号給の切替表

行政職給料表(1)の適用を受ける職員の新号給

号給	経過期間	級							
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	3月未満	1	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	2	2	2	2	2
	6月以上9月未満	3	3	3	3	3	3	3	3
	9月以上12月未満	4	4	4	4	4	4	4	4
	12月以上	5	5	5	5	5	5	5	5
5	3月未満	5	5	5	5	5	5	5	5
	3月以上6月未満	6	6	6	6	6	6	6	6
	6月以上9月未満	7	7	7	7	7	7	7	7
	9月以上12月未満	8	8	8	8	8	8	8	8
	12月以上	9	9	9	9	9	9	9	9
9	3月未満	9	9	9	9	9	9	9	9
	3月以上6月未満	10	10	10	10	10	10	10	10
	6月以上9月未満	11	11	11	11	11	11	11	11
	9月以上12月未満	12	12	12	12	12	12	12	12
	12月以上	13	13	13	13	13	13	13	13
13	3月未満	13	13	13	13	13	13	13	13
	3月以上6月未満	14	14	14	14	14	14	14	14
	6月以上9月未満	15	15	15	15	15	15	15	15
	9月以上12月未満	16	16	16	16	16	16	16	16
	12月以上	17	17	17	17	17	17	17	17
17	3月未満	17	17	17	17	17	17	17	17
	3月以上6月未満	18	18	18	18	18	18	18	18
	6月以上9月未満	19	19	19	19	19	19	19	19
	9月以上12月未満	20	20	20	20	20	20	20	20
	12月以上	21	21	21	21	21	21	21	21
21	3月未満	21	21	21	21	21	21	21	21
	3月以上6月未満	22	22	22	22	22	22	22	22
	6月以上9月未満	23	23	23	23	23	23	23	23
	9月以上12月未満	24	24	24	24	24	24	24	24
	12月以上	25	25	25	25	25	25	25	25
25	3月未満	25	25	25	25	25	25	25	25
	3月以上6月未満	26	26	26	26	26	26	26	26
	6月以上9月未満	27	27	27	27	27	27	27	27

第4類 給与 (一般職の職員の給与に関する条例)

	9月以上12月未満	28	28	28	28	28	28	28	28
	12月以上	29	29	29	29	29	29	29	29
29	3月未満	29	29	29	29	29	29	29	29
	3月以上6月未満	30	30	30	30	30	30	30	30
	6月以上9月未満	31	31	31	31	31	31	31	31
	9月以上12月未満	32	32	32	32	32	32	32	32
	12月以上	33	33	33	33	33	33	33	33
33	3月未満	33	33	33	33	33	33	33	33
	3月以上6月未満	34	34	34	34	34	34	34	34
	6月以上9月未満	35	35	35	35	35	35	35	35
	9月以上12月未満	36	36	36	36	36	36	36	36
	12月以上	37	37	37	37	37	37	37	37
37	3月未満	37	37	37	37	37	37	37	37
	3月以上6月未満	38	38	38	38	38	38	38	38
	6月以上9月未満	39	39	39	39	39	39	39	39
	9月以上12月未満	40	40	40	40	40	40	40	40
	12月以上	41	41	41	41	41	41	41	41
41	3月未満	41	41	41	41	41	41	41	41
	3月以上6月未満	42	42	42	42	42	42	42	42
	6月以上9月未満	43	43	43	43	43	43	43	43
	9月以上12月未満	44	44	44	44	44	44	44	44
	12月以上	45	45	45	45	45	45	45	45
45	3月未満	45	45	45	45	45	45	45	45
	3月以上6月未満	46	46	46	46	46	46	46	46
	6月以上9月未満	47	47	47	47	47	47	47	47
	9月以上12月未満	48	48	48	48	48	48	48	48
	12月以上	49	49	49	49	49	49	49	49
49	3月未満	49	49	49	49	49	49	49	49
	3月以上6月未満	50	50	50	50	50	50	50	50
	6月以上9月未満	51	51	51	51	51	51	51	51
	9月以上12月未満	52	52	52	52	52	52	52	52
	12月以上	53	53	53	53	53	53	53	53
53	3月未満	53	53	53	53	53	53	53	53
	3月以上6月未満	54	54	54	54	54	54	54	54
	6月以上9月未満	55	55	55	55	55	55	55	55
	9月以上12月未満	56	56	56	56	56	56	56	56
	12月以上	57	57	57	57	57	57	57	57
	3月未満	57	57	57	57	57	57	57	57

第4類 給与 (一般職の職員の給与に関する条例)

57	3月以上6月未満	58	58	58	58	58	58	58	58
	6月以上9月未満	59	59	59	59	59	59	59	59
	9月以上12月未満	60	60	60	60	60	60	60	60
	12月以上	61	61	61	61	61	61	61	61
61	3月未満	61	61	61	61	61	61	61	61
	3月以上6月未満	62	62	62	62	62	62	62	62
	6月以上9月未満	63	63	63	63	63	63	63	63
	9月以上12月未満	64	64	64	64	64	64	64	64
	12月以上	65	65	65	65	65	65	65	65
65	3月未満	65	65	65	65	65	65	65	65
	3月以上6月未満	65	66	66	66	66	66	66	66
	6月以上9月未満	66	67	67	67	67	67	67	67
	9月以上12月未満	66	68	68	68	68	68	68	68
	12月以上	67	69	69	69	69	69	69	69
69	3月未満	67	69	69	69	69	69	69	69
	3月以上6月未満	67	70	70	70	70	70	70	70
	6月以上9月未満	68	71	71	71	71	71	71	71
	9月以上12月未満	68	72	72	72	72	72	72	72
	12月以上	69	73	73	73	73	73	73	73
73	3月未満	69	73	73	73	73	73	73	73
	3月以上6月未満	70	74	74	74	74	74	74	73
	6月以上9月未満	71	75	75	75	75	75	75	73
	9月以上12月未満	72	76	76	76	76	76	76	73
	12月以上	73	77	77	77	77	77	77	73
77	3月未満	73	77	77	77	77	77	77	
	3月以上6月未満	74	78	78	78	78	78	78	
	6月以上9月未満	75	79	79	79	79	79	79	
	9月以上12月未満	76	80	80	80	80	80	80	
	12月以上	77	81	81	81	81	81	81	
81	3月未満	77	81	81	81	81	81	81	
	3月以上6月未満	77	82	82	82	82	82	82	
	6月以上9月未満	78	83	83	83	83	83	83	
	9月以上12月未満	78	84	84	84	84	84	84	
	12月以上	79	85	85	85	85	85	85	
85	3月未満	79	85	85	85	85	85	85	
	3月以上6月未満	79	86	86	86	86	86	85	
	6月以上9月未満	80	87	87	87	87	87	85	
	9月以上12月未満	80	88	88	88	88	88	85	

第4類 給与 (一般職の職員の給与に関する条例)

	12月以上	81	89	89	89	89	89	85	
89	3月未満	81	89	89	89	89	89		
	3月以上6月未満	82	90	90	90	90	90		
	6月以上9月未満	83	91	91	91	91	91		
	9月以上12月未満	84	92	92	92	92	92		
	12月以上	85	93	93	93	93	93		
93	3月未満	85	93	93	93	93	93		
	3月以上6月未満	86	94	94	94	94	94		
	6月以上9月未満	87	95	95	95	95	95		
	9月以上12月未満	88	96	96	96	96	96		
	12月以上	89	97	97	97	97	97		
97	3月未満	89	97	97	97	97	97		
	3月以上6月未満	89	98	98	98	98	98		
	6月以上9月未満	89	99	99	99	99	99		
	9月以上12月未満	90	100	100	100	100	100		
	12月以上	90	101	101	101	101	101		
101	3月未満	90	101	101	101	101	101		
	3月以上6月未満	90	102	102	102	102	101		
	6月以上9月未満	91	103	103	103	103	101		
	9月以上12月未満	91	104	104	104	104	101		
	12月以上	91	105	105	105	105	101		
105	3月未満		105	105	105	105			
	3月以上6月未満		106	106	106	106			
	6月以上9月未満		107	107	107	107			
	9月以上12月未満		108	108	108	108			
	12月以上		109	109	109	109			
109	3月未満		109	109	109	109			
	3月以上6月未満		110	110	110	110			
	6月以上9月未満		111	111	111	111			
	9月以上12月未満		112	112	112	112			
	12月以上		113	113	113	113			
113	3月未満		113	113	113	113			
	3月以上6月未満		114	114	114	114			
	6月以上9月未満		115	115	115	115			
	9月以上12月未満		116	116	116	116			
	12月以上		117	117	117	117			
	3月未満		117	117	117	117			
	3月以上6月未満		118	118	118	117			

第4類 給与 (一般職の職員の給与に関する条例)

117	6月以上9月未満		119	119	119	117			
	9月以上12月未満		120	120	120	117			
	12月以上		121	121	121	117			
121	3月未満		121	121	121				
	3月以上6月未満		122	122	122				
	6月以上9月未満		123	123	123				
	9月以上12月未満		124	124	124				
	12月以上		125	125	125				
125	3月未満		125	125	125				
	3月以上6月未満		126	126	126				
	6月以上9月未満		127	127	127				
	9月以上12月未満		128	128	128				
	12月以上		129	129	129				
129	3月未満		129	129	129				
	3月以上6月未満		130	130	130				
	6月以上9月未満		131	131	131				
	9月以上12月未満		132	132	132				
	12月以上		133	133	133				
133	3月未満		133	133	133				
	3月以上6月未満		134	134	134				
	6月以上9月未満		135	135	135				
	9月以上12月未満		136	136	136				
	12月以上		137	137	137				
137	3月未満		137	137	137				
	3月以上6月未満		138	137	137				
	6月以上9月未満		139	137	137				
	9月以上12月未満		140	137	137				
	12月以上		141	137	137				
141	3月未満		141						
	3月以上6月未満		141						
	6月以上9月未満		141						
	9月以上12月未満		141						
	12月以上		141						

備考

- 1 級とは、附則別表第1における新級をいう。
- 2 号給とは、附則別表第1における新号給をいう。

第4類 給与 (一般職の職員の給与に関する条例)

附則別表第4 (附則第4項関係)

職員の号給の切替表

行政職給料表(2)の適用を受ける職員の新号給

号給	経過期間	級			
		1級	2級	3級	4級
1	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	2
	6月以上9月未満	3	3	3	3
	9月以上12月未満	4	4	4	4
	12月以上	5	5	5	5
5	3月未満	5	5	5	5
	3月以上6月未満	6	6	6	6
	6月以上9月未満	7	7	7	7
	9月以上12月未満	8	8	8	8
	12月以上	9	9	9	9
9	3月未満	9	9	9	9
	3月以上6月未満	10	10	10	10
	6月以上9月未満	11	11	11	11
	9月以上12月未満	12	12	12	12
	12月以上	13	13	13	13
13	3月未満	13	13	13	13
	3月以上6月未満	14	14	14	14
	6月以上9月未満	15	15	15	15
	9月以上12月未満	16	16	16	16
	12月以上	17	17	17	17
17	3月未満	17	17	17	17
	3月以上6月未満	18	18	18	18
	6月以上9月未満	19	19	19	19
	9月以上12月未満	20	20	20	20
	12月以上	21	21	21	21
21	3月未満	21	21	21	21
	3月以上6月未満	22	22	22	22
	6月以上9月未満	23	23	23	23
	9月以上12月未満	24	24	24	24
	12月以上	25	25	25	25
25	3月未満	25	25	25	25
	3月以上6月未満	26	26	26	26
	6月以上9月未満	27	27	27	27
	9月以上12月未満	28	28	28	28
	12月以上	29	29	29	29
29	3月未満	29	29	29	29
	3月以上6月未満	30	30	30	30
	6月以上9月未満	31	31	31	31
	9月以上12月未満	32	32	32	32
	12月以上	33	33	33	33
	3月未満	33	33	33	33
	3月以上6月未満	34	34	34	34

第4類 給与 (一般職の職員の給与に関する条例)

33	6月以上9月未満	35	35	35	35
	9月以上12月未満	36	36	36	36
	12月以上	37	37	37	37
37	3月未満	37	37	37	37
	3月以上6月未満	38	38	38	38
	6月以上9月未満	39	39	39	39
	9月以上12月未満	40	40	40	40
	12月以上	41	41	41	41
41	3月未満	41	41	41	41
	3月以上6月未満	42	42	42	42
	6月以上9月未満	43	43	43	43
	9月以上12月未満	44	44	44	44
	12月以上	45	45	45	45
45	3月未満	45	45	45	45
	3月以上6月未満	46	46	46	46
	6月以上9月未満	47	47	47	47
	9月以上12月未満	48	48	48	48
	12月以上	49	49	49	49
49	3月未満	49	49	49	49
	3月以上6月未満	50	50	50	50
	6月以上9月未満	51	51	51	51
	9月以上12月未満	52	52	52	52
	12月以上	53	53	53	53
53	3月未満	53	53	53	53
	3月以上6月未満	54	54	54	54
	6月以上9月未満	55	55	55	55
	9月以上12月未満	56	56	56	56
	12月以上	57	57	57	57
57	3月未満	57	57	57	57
	3月以上6月未満	58	58	58	58
	6月以上9月未満	59	59	59	59
	9月以上12月未満	60	60	60	60
	12月以上	61	61	61	61
61	3月未満	61	61	61	61
	3月以上6月未満	62	62	62	62
	6月以上9月未満	63	63	63	63
	9月以上12月未満	64	64	64	64
	12月以上	65	65	65	65
65	3月未満	65	65	65	65
	3月以上6月未満	66	66	66	66
	6月以上9月未満	67	67	67	67
	9月以上12月未満	68	68	68	68
	12月以上	69	69	69	69
69	3月未満	69	69	69	69
	3月以上6月未満	70	70	70	70
	6月以上9月未満	71	71	71	71
	9月以上12月未満	72	72	72	72
	12月以上	73	73	73	73
	3月未満	73	73	73	73

第4類 給与 (一般職の職員の給与に関する条例)

73	3月以上6月未満	74	74	74	74
	6月以上9月未満	75	75	75	75
	9月以上12月未満	76	76	76	76
	12月以上	77	77	77	77
77	3月未満	77	77	77	77
	3月以上6月未満	78	78	78	78
	6月以上9月未満	79	79	79	79
	9月以上12月未満	80	80	80	80
	12月以上	81	81	81	81
81	3月未満	81	81	81	81
	3月以上6月未満	82	82	82	82
	6月以上9月未満	83	83	83	83
	9月以上12月未満	84	84	84	84
	12月以上	85	85	85	85
85	3月未満	85	85	85	85
	3月以上6月未満	86	86	86	86
	6月以上9月未満	87	87	87	87
	9月以上12月未満	88	88	88	88
	12月以上	89	89	89	89
89	3月未満	89	89	89	89
	3月以上6月未満	90	90	90	90
	6月以上9月未満	91	91	91	91
	9月以上12月未満	92	92	92	92
	12月以上	93	93	93	93
93	3月未満	93	93	93	93
	3月以上6月未満	94	94	94	94
	6月以上9月未満	95	95	95	95
	9月以上12月未満	96	96	96	96
	12月以上	97	97	97	97
97	3月未満	97	97	97	97
	3月以上6月未満	98	98	98	98
	6月以上9月未満	99	99	99	99
	9月以上12月未満	100	100	100	100
	12月以上	101	101	101	101
101	3月未満	101	101	101	101
	3月以上6月未満	102	102	102	102
	6月以上9月未満	103	103	103	103
	9月以上12月未満	104	104	104	104
	12月以上	105	105	105	105
105	3月未満	105	105	105	105
	3月以上6月未満	106	106	106	106
	6月以上9月未満	107	107	107	107
	9月以上12月未満	108	108	108	108
	12月以上	109	109	109	109
109	3月未満	109	109	109	109
	3月以上6月未満	110	110	110	110
	6月以上9月未満	111	111	111	111
	9月以上12月未満	112	112	112	112
	12月以上	113	113	113	113

第4類 給与 (一般職の職員の給与に関する条例)

113	3月未満	113	113	113	113
	3月以上6月未満	114	114	114	114
	6月以上9月未満	115	115	115	115
	9月以上12月未満	116	116	116	116
	12月以上	117	117	117	117
117	3月未満	117	117	117	117
	3月以上6月未満	118	118	118	118
	6月以上9月未満	119	119	119	119
	9月以上12月未満	120	120	120	120
	12月以上	121	121	121	121
121	3月未満	121	121	121	121
	3月以上6月未満	122	122	122	122
	6月以上9月未満	123	123	123	123
	9月以上12月未満	124	124	124	124
	12月以上	125	125	125	125
125	3月未満	125	125	125	125
	3月以上6月未満	126	126	126	126
	6月以上9月未満	127	127	127	127
	9月以上12月未満	128	128	128	128
	12月以上	129	129	129	129
129	3月未満	129	129	129	129
	3月以上6月未満	130	130	130	130
	6月以上9月未満	131	131	131	131
	9月以上12月未満	132	132	132	132
	12月以上	133	133	133	133
133	3月未満	133	133	133	133
	3月以上6月未満	134	134	134	134
	6月以上9月未満	135	135	135	135
	9月以上12月未満	136	136	136	136
	12月以上	137	137	137	137
137	3月未満	137	137	137	137
	3月以上6月未満	137	138	137	137
	6月以上9月未満	137	139	137	137
	9月以上12月未満	137	140	137	137
	12月以上	137	141	137	137
141	3月未満		141		
	3月以上6月未満		142		
	6月以上9月未満		143		
	9月以上12月未満		144		
	12月以上		145		
145	3月未満		145		
	3月以上6月未満		145		
	6月以上9月未満		145		
	9月以上12月未満		145		
	12月以上		145		

備考

- 1 級とは、附則別表第2における級をいう。
- 2 号給とは、附則別表第2における新号給をいう。

第4類 給与 (一般職の職員の給与に関する条例)

附則別表第5 (附則第9項関係)

行政職給料表(1)の暫定給料表の切替表

旧表における職務の級	3級	旧表における職務の級	4級	旧表における職務の級	5級	旧表における職務の級	6級	旧表における職務の級	7級	旧表における職務の級	8級	旧表における職務の級	9級
新級	2級	新級	3級	新級	4級	新級	5級	新級	6級	新級	7級	新級	8級
旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額
	円		円		円		円		円		円		円
2	369,800	2	403,400	2	447,500	2	460,000	2	468,800	2	493,500	2	515,600
3	371,400	3	405,400	3	449,800	3	462,400	3	471,300	3	496,300	3	518,500
4	373,100	4	407,500	4	452,200	4	464,900	4	473,700	4	499,000	4	521,300
5	374,800	5	409,500	5	454,600	5	467,400	5	476,200	5	501,800	5	524,200
6	376,400	6	411,600	6	456,900	6	469,800	6	478,700	6	504,500	6	527,000
7	378,100	7	413,600	7	459,200	7	472,300	7	481,200	7	507,300	7	529,800
8	379,800	8	415,600	8	461,600	8	474,700	8	483,500	8	510,000	8	532,700
9	381,400	9	417,600	9	463,900	9	477,200	9	486,000	9	512,800	9	535,500
10	383,000	10	419,700	10	466,300	10	479,700	10	488,500	10	515,400	10	538,400
11	384,700	11	421,800	11	468,600	11	482,100	11	491,000				
12	386,300	12	423,800	12	471,000	12	484,500	12	493,500				
13	388,000	13	425,900	13	473,400	13	487,000	13	495,900				
14	389,600	14	427,900	14	475,700	14	489,400	14	498,400				
15	391,300	15	430,000	15	478,100	15	491,900	15	500,900				
16	393,000	16	432,000	16	480,500								
17	394,600	17	434,100	17	482,800								
18	396,300	18	436,100	18	485,100								
19	398,000	19	438,200	19	487,400								
20	399,600	20	440,100	20	489,800								
21	401,300	21	442,200										
22	403,000	22	444,200										
23	404,600	23	446,300										
24	406,200	24	448,300										
25	407,900	25	450,400										
26	409,500	26	452,400										
27	411,200	27	454,500										
28	412,800	28	456,500										
29	414,500	29	458,600										
30	416,200	30	460,700										
31	417,800	31	462,600										
32	419,500	32	464,700										
33	421,200	33	466,700										
34	422,800	34	468,800										
35	424,500	35	470,800										
36	426,200	36	472,900										
37	427,800	37	474,900										
38	429,400	38	477,000										
39	431,100	39	479,000										
40	432,700	40	481,100										
41	434,400												
42	436,100												
43	437,700												
44	439,400												
45	441,000												
46	442,700												
47	444,400												
48	446,000												
49	447,700												
50	449,400												
51	451,000												
52	452,600												
53	454,300												
54	455,900												
55	457,600												
56	459,300												
57	460,900												
58	462,600												
59	464,200												
60	465,900												

備考

- 1 旧表における職務の級とは、平成17年一部改正条例附則別表第1における旧表における職務の級をいう。
- 2 旧表における号給とは、平成17年一部改正条例附則別表第1における旧表における号給をいう。

第4類 給与 (一般職の職員の給与に関する条例)

附則別表第6 (附則第9項関係)

行政職給料表(2)の暫定給料表の切替表

旧表における職務の級	1 級	旧表における職務の級	2 級	旧表における職務の級	3 級	旧表における職務の級	4 級
旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額
	円		円		円		円
2	321,200	2	366,200	2	399,600	2	444,100
3	322,900	3	367,900	3	401,600	3	446,500
4	324,500	4	369,500	4	403,700	4	449,000
5	326,200	5	371,200	5	405,700	5	451,500
6	327,900	6	372,800	6	407,800	6	453,900
7	329,500	7	374,500	7	409,800	7	456,400
8	331,200	8	376,200	8	411,900	8	458,700
9	332,900	9	377,800	9	414,000	9	461,200
10	334,500	10	379,500	10	415,900	10	463,700
11	336,200	11	381,200	11	418,000	11	466,100
12	337,800	12	382,700	12	420,000	12	468,600
13	339,500	13	384,400	13	422,100	13	471,100
14	341,100	14	386,100	14	424,100	14	473,500
15	342,800	15	387,700	15	426,200	15	476,000
16	344,500	16	389,400	16	428,200		
17	346,100	17	391,100	17	430,300		
18	347,800	18	392,700	18	432,300		
19	349,500	19	394,400	19	434,400		
20	351,100	20	396,100	20	436,400		
		21	397,700	21	438,500		
		22	399,400	22	440,400		
		23	401,000	23	442,500		
		24	402,700	24	444,600		
		25	404,400	25	446,600		
		26	405,900	26	448,700		
		27	407,600	27	450,700		
		28	409,300	28	452,800		
		29	410,900	29	454,800		
		30	412,600	30	456,900		
		31	414,300	31	458,900		
		32	415,900	32	461,000		
		33	417,600	33	462,900		
		34	419,300	34	465,000		
		35	420,900	35	467,000		
		36	422,600	36	469,100		
		37	424,200	37	471,200		
		38	425,900	38	473,200		
		39	427,600				
		40	429,100				
		41	430,800				
		42	432,500				
		43	434,100				
		44	435,800				
		45	437,500				
		46	439,100				
		47	440,800				
		48	442,500				
		49	444,100				
		50	445,800				
		51	447,500				
		52	449,100				
		53	450,800				
		54	452,300				
		55	454,000				
		56	455,700				
		57	457,300				
		58	459,000				
		59	460,700				
		60	462,300				
		61	464,000				
		62	465,700				

備考

- 1 旧表における職務の級とは、平成17年一部改正条例附則別表第2における旧表における職務の級をいう。
- 2 旧表における号給とは、平成17年一部改正条例附則別表第2における旧表における号給をいう。

附 則（平成19年12月27日条例第5号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条並びに附則第7項及び第8項の規定は、同年4月1日から施行する。

（職務の級及び号給）

- 2 施行日における職員の職務の級及び号給は、第1条の規定による改正前のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により施行日の前日においてその者が受けていた職務の級及び号給とする。

（切替表の適用を受けている職員の給料月額）

- 3 施行日の前日においてふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年ふじみ衛生組合条例第3号。附則別表第1及び附則別表第2において「平成18年一部改正条例」という。）附則別表第5又は附則別表第6の適用を受けている職員の施行日における給料月額は、これらの表にかかわらず、附則別表第1又は附則別表第2のとおりとする。

（昇給期間の通算）

- 4 施行日以降における最初の第1条の規定による改正後のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第5項及び第6項の規定の適用については、改正前の条例の規定による号給を受けていた期間を改正後の条例の規定による号給を受ける期間に通算する。

（期末手当の特例）

- 5 改正後の条例第18条第2項及び第3項の規定の適用については、平成20年3月31日までの間、これらの規定中「100分の25」とあるのは、「100分の30」とする。

（平成20年3月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 6 平成20年3月に支給する期末手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による支給率から100分の0.9を減じて得た支給率（改正後の条例第4条第10項に規定する再任用職員にあっては、改正後の条例第18条第3項の規定による支給率から100分の0.5を減じて得た支給率）により算出された額とする。

（平成20年4月1日における職務の級及び号給並びに昇給期間の通算）

- 7 平成20年4月1日における職員の職務の級及び号給並びに昇給期間の通算については、附則第2項及び第4項の規定の例による。

（切替表の適用を受けている職員の平成20年4月1日における給料月額）

- 8 平成20年3月31日において附則別表第1又は附則別表第2の適用を受けている職員の同年4月1日における給料月額は、これらの表にかかわらず、附則別表第3又は附則別表第4のとおりとする。

第4類 給与 (一般職の職員の給与に関する条例)

附則別表第1 (附則第3項関係)

行政職給料表(1)の暫定給料表の切替表

旧表における職務の級		2級		旧表における職務の級		3級		旧表における職務の級		4級		旧表における職務の級		5級		旧表における職務の級		6級		旧表における職務の級		7級		旧表における職務の級		8級	
旧表における号給		給料月額		旧表における号給		給料月額		旧表における号給		給料月額		旧表における号給		給料月額		旧表における号給		給料月額		旧表における号給		給料月額		旧表における号給		給料月額	
		円				円				円				円				円				円				円	
2	369,100	2	403,100	2	446,600	2	459,200	2	468,500	2	493,200	2	515,300														
3	370,700	3	405,100	3	448,900	3	461,600	3	471,000	3	496,000	3	518,200														
4	372,400	4	407,200	4	451,300	4	464,100	4	473,400	4	498,700	4	521,000														
5	374,100	5	409,200	5	453,700	5	466,600	5	475,900	5	501,500	5	523,900														
6	375,700	6	411,300	6	456,000	6	469,000	6	478,400	6	504,200	6	526,700														
7	377,400	7	413,300	7	458,300	7	471,500	7	480,900	7	507,000	7	529,500														
8	379,100	8	415,300	8	460,700	8	473,900	8	483,200	8	509,700	8	532,400														
9	380,700	9	417,300	9	463,000	9	476,400	9	485,700	9	512,500	9	535,200														
10	382,300	10	419,400	10	465,400	10	478,900	10	488,200	10	515,100	10	538,100														
11	384,000	11	421,500	11	467,700	11	481,300	11	490,700																		
12	385,600	12	423,500	12	470,100	12	483,700	12	493,200																		
13	387,300	13	425,600	13	472,500	13	486,200	13	495,600																		
14	388,900	14	427,600	14	474,700	14	488,600	14	498,100																		
15	390,600	15	429,700	15	477,100	15	491,100	15	500,600																		
16	392,300	16	431,700	16	479,500																						
17	393,900	17	433,800	17	481,800																						
18	395,500	18	435,800	18	484,100																						
19	397,200	19	437,900	19	486,400																						
20	398,800	20	439,800	20	488,800																						
21	400,500	21	441,900																								
22	402,200	22	443,900																								
23	403,800	23	446,000																								
24	405,400	24	448,000																								
25	407,100	25	450,100																								
26	408,700	26	452,100																								
27	410,400	27	454,200																								
28	412,000	28	456,200																								
29	413,700	29	458,300																								
30	415,400	30	460,400																								
31	417,000	31	462,300																								
32	418,700	32	464,400																								
33	420,400	33	466,400																								
34	422,000	34	468,500																								
35	423,700	35	470,500																								
36	425,400	36	472,600																								
37	427,000	37	474,600																								
38	428,600	38	476,700																								
39	430,300	39	478,700																								
40	431,900	40	480,800																								
41	433,600																										
42	435,300																										
43	436,900																										
44	438,600																										
45	440,200																										
46	441,900																										
47	443,600																										
48	445,200																										
49	446,800																										
50	448,500																										
51	450,100																										
52	451,700																										
53	453,400																										
54	455,000																										
55	456,700																										
56	458,400																										
57	460,000																										
58	461,700																										
59	463,300																										
60	465,000																										

備考

- 1 旧表における職務の級とは、平成18年一部改正条例附則別表第5における新級をいう。
- 2 旧表における号給とは、平成18年一部改正条例附則別表第5における旧表における号給をいう。

第4類 給与（一般職の職員の給与に関する条例）

附則別表第2（附則第3項関係）

行政職給料表(2)の暫定給料表の切替表

旧表における職務の級	1 級	旧表における職務の級	2 級	旧表における職務の級	3 級	旧表における職務の級	4 級
旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額
	円		円		円		円
2	320,600	2	365,500	2	399,300	2	443,200
3	322,300	3	367,200	3	401,300	3	445,600
4	323,900	4	368,800	4	403,400	4	448,100
5	325,600	5	370,500	5	405,400	5	450,600
6	327,300	6	372,100	6	407,500	6	453,000
7	328,900	7	373,800	7	409,500	7	455,500
8	330,600	8	375,500	8	411,600	8	457,800
9	332,300	9	377,100	9	413,700	9	460,300
10	333,900	10	378,800	10	415,600	10	462,800
11	335,600	11	380,500	11	417,700	11	465,200
12	337,200	12	382,000	12	419,700	12	467,700
13	338,900	13	383,700	13	421,800	13	470,200
14	340,500	14	385,400	14	423,800	14	472,600
15	342,200	15	387,000	15	425,900	15	475,000
16	343,900	16	388,700	16	427,900		
17	345,500	17	390,400	17	430,000		
18	347,200	18	392,000	18	432,000		
19	348,900	19	393,700	19	434,100		
20	350,500	20	395,300	20	436,100		
		21	396,900	21	438,200		
		22	398,600	22	440,100		
		23	400,200	23	442,200		
		24	401,900	24	444,300		
		25	403,600	25	446,300		
		26	405,100	26	448,400		
		27	406,800	27	450,400		
		28	408,500	28	452,500		
		29	410,100	29	454,500		
		30	411,800	30	456,600		
		31	413,500	31	458,600		
		32	415,100	32	460,700		
		33	416,800	33	462,600		
		34	418,500	34	464,700		
		35	420,100	35	466,700		
		36	421,800	36	468,800		
		37	423,400	37	470,900		
		38	425,100	38	472,900		
		39	426,800				
		40	428,300				
		41	430,000				
		42	431,700				
		43	433,300				
		44	435,000				
		45	436,700				
		46	438,300				
		47	440,000				
		48	441,700				
		49	443,300				
		50	445,000				
		51	446,600				
		52	448,200				
		53	449,900				
		54	451,400				
		55	453,100				
		56	454,800				
		57	456,400				
		58	458,100				
		59	459,800				
		60	461,400				
		61	463,100				
		62	464,800				

備考

- 1 旧表における職務の級とは、平成18年一部改正条例附則別表第6における旧表における職務の級をいう。
- 2 旧表における号給とは、平成18年一部改正条例附則別表第6における旧表における号給をいう。

第4類 給与 (一般職の職員の給与に関する条例)

附則別表第3 (附則第8項関係)

行政職給料表(1)の暫定給料表の切替表

旧表における職務の級		2級		旧表における職務の級		3級		旧表における職務の級		4級		旧表における職務の級		5級		旧表における職務の級		6級		旧表における職務の級		7級		旧表における職務の級		8級																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
2	364,000	2	397,600	2	440,500	2	452,900	2	462,100	2	486,400	2	508,200	2	365,600	3	399,600	3	442,800	3	464,500	3	489,200	3	511,100	3	373,900	4	401,600	4	445,100	4	466,900	4	491,900	4	513,900	4	375,500	5	411,600	5	456,700	5	469,400	5	494,600	5	516,700	5	377,100	6	413,700	6	459,000	6	471,800	6	497,300	6	519,500	6	378,700	7	415,700	7	461,300	7	474,700	7	481,000	7	505,500	7	527,900	7	380,300	8	417,700	8	463,700	8	477,100	8	486,400	8	522,200	8	382,000	9	419,800	9	466,000	9	479,500	9	488,800	9	525,100	9	383,600	10	421,700	10	468,200	10	481,900	10	493,700	10	527,900	10	385,200	11	423,800	11	470,600	11	484,400	11	493,700	11	530,700	11	386,900	12	425,800	12	472,900	12	484,000	12	493,700	12	530,700	12	388,500	13	427,900	13	475,200	13	486,400	13	493,700	13	530,700	13	390,100	14	429,800	14	477,500	14	486,400	14	493,700	14	530,700	14	391,800	15	431,900	15	479,700	15	486,400	15	493,700	15	530,700	15	393,300	16	433,800	16	482,100	16	486,400	16	493,700	16	530,700	16	395,000	17	435,800	17	482,900	17	486,400	17	493,700	17	530,700	17	396,700	18	437,800	18	483,700	18	486,400	18	493,700	18	530,700	18	398,300	19	439,900	19	484,500	19	486,400	19	493,700	19	530,700	19	399,800	20	441,900	20	485,300	20	486,400	20	493,700	20	530,700	20	401,500	21	443,900	21	486,100	21	486,400	21	493,700	21	530,700	21	403,100	22	445,900	22	486,900	22	486,400	22	493,700	22	530,700	22	404,800	23	447,900	23	487,700	23	486,400	23	493,700	23	530,700	23	406,400	24	449,900	24	488,500	24	486,400	24	493,700	24	530,700	24	408,000	25	451,900	25	489,300	25	486,400	25	493,700	25	530,700	25	409,700	26	453,900	26	490,100	26	486,400	26	493,700	26	530,700	26	411,300	27	455,900	27	490,900	27	486,400	27	493,700	27	530,700	27	413,000	28	457,900	28	491,700	28	486,400	28	493,700	28	530,700	28	414,600	29	459,900	29	492,500	29	486,400	29	493,700	29	530,700	29	416,200	30	461,900	30	493,300	30	486,400	30	493,700	30	530,700	30	417,900	31	463,900	31	494,100	31	486,400	31	493,700	31	530,700	31	419,800	32	465,900	32	494,900	32	486,400	32	493,700	32	530,700	32	421,700	33	467,900	33	495,700	33	486,400	33	493,700	33	530,700	33	423,800	34	469,900	34	496,500	34	486,400	34	493,700	34	530,700	34	425,800	35	471,900	35	497,300	35	486,400	35	493,700	35	530,700	35	427,900	36	473,900	36	498,100	36	486,400	36	493,700	36	530,700	36	429,800	37	475,900	37	498,900	37	486,400	37	493,700	37	530,700	37	431,900	38	477,900	38	499,700	38	486,400	38	493,700	38	530,700	38	433,800	39	479,900	39	500,500	39	486,400	39	493,700	39	530,700	39	435,800	40	481,900	40	501,300	40	486,400	40	493,700	40	530,700	40	437,800	41	483,900	41	502,100	41	486,400	41	493,700	41	530,700	41	439,900	42	485,900	42	502,900	42	486,400	42	493,700	42	530,700	42	441,900	43	487,900	43	503,700	43	486,400	43	493,700	43	530,700	43	443,900	44	489,900	44	504,500	44	486,400	44	493,700	44	530,700	44	445,900	45	491,900	45	505,300	45	486,400	45	493,700	45	530,700	45	447,900	46	493,900	46	506,100	46	486,400	46	493,700	46	530,700	46	449,900	47	495,900	47	506,900	47	486,400	47	493,700	47	530,700	47	451,900	48	497,900	48	507,700	48	486,400	48	493,700	48	530,700	48	453,900	49	499,900	49	508,500	49	486,400	49	493,700	49	530,700	49	455,900	50	501,900	50	509,300	50	486,400	50	493,700	50	530,700	50	457,900	51	503,900	51	510,100	51	486,400	51	493,700	51	530,700	51	459,900	52	505,900	52	510,900	52	486,400	52	493,700	52	530,700	52	461,900	53	507,900	53	511,700	53	486,400	53	493,700	53	530,700	53	463,900	54	509,900	54	512,500	54	486,400	54	493,700	54	530,700	54	465,900	55	511,900	55	513,300	55	486,400	55	493,700	55	530,700	55	467,900	56	513,900	56	514,100	56	486,400	56	493,700	56	530,700	56	469,900	57	515,900	57	514,900	57	486,400	57	493,700	57	530,700	57	471,900	58	517,900	58	515,700	58	486,400	58	493,700	58	530,700	58	473,900	59	519,900	59	516,500	59	486,400	59	493,700	59	530,700	59	475,900	60	521,900	60	517,300	60	486,400	60	493,700	60	530,700	60	477,900

備考

- 1 旧表における職務の級とは、附則別表第1における旧表における職務の級をいう。
- 2 旧表における号給とは、附則別表第1における旧表における号給をいう。

第4類 給与 (一般職の職員の給与に関する条例)

附則別表第4 (附則第8項関係)

行政職給料表(2)の暫定給料表の切替表

旧表における職務の級	1 級	旧表における職務の級	2 級	旧表における職務の級	3 級	旧表における職務の級	4 級
旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額
	円		円		円		円
2	316,200	2	360,500	2	393,800	2	437,100
3	317,900	3	362,200	3	395,800	3	439,500
4	319,500	4	363,700	4	397,900	4	442,000
5	321,100	5	365,400	5	399,800	5	444,400
6	322,800	6	367,000	6	401,900	6	446,800
7	324,400	7	368,700	7	403,900	7	449,300
8	326,100	8	370,400	8	406,000	8	451,500
9	327,700	9	371,900	9	408,000	9	454,000
10	329,300	10	373,600	10	409,900	10	456,500
11	331,000	11	375,300	11	412,000	11	458,800
12	332,600	12	376,800	12	414,000	12	461,300
13	334,300	13	378,400	13	416,000	13	463,800
14	335,800	14	380,100	14	418,000	14	466,100
15	337,500	15	381,700	15	420,100	15	468,500
16	339,200	16	383,400	16	422,000		
17	340,800	17	385,100	17	424,100		
18	342,400	18	386,600	18	426,100		
19	344,100	19	388,300	19	428,200		
20	345,700	20	389,900	20	430,100		
		21	391,500	21	432,200		
		22	393,100	22	434,100		
		23	394,700	23	436,100		
		24	396,400	24	438,200		
		25	398,100	25	440,200		
		26	399,600	26	442,300		
		27	401,200	27	444,200		
		28	402,900	28	446,300		
		29	404,500	29	448,300		
		30	406,200	30	450,300		
		31	407,800	31	452,300		
		32	409,400	32	454,400		
		33	411,100	33	456,300		
		34	412,800	34	458,300		
		35	414,300	35	460,300		
		36	416,000	36	462,400		
		37	417,600	37	464,400		
		38	419,300	38	466,400		
		39	421,000				
		40	422,400				
		41	424,100				
		42	425,800				
		43	427,400				
		44	429,000				
		45	430,700				
		46	432,300				
		47	434,000				
		48	435,600				
		49	437,200				
		50	438,900				
		51	440,500				
		52	442,100				
		53	443,700				
		54	445,200				
		55	446,900				
		56	448,600				
		57	450,100				
		58	451,800				
		59	453,500				
		60	455,100				
		61	456,800				
		62	458,400				

備考

- 1 旧表における職務の級とは、附則別表第2における旧表における職務の級をいう。
- 2 旧表における号給とは、附則別表第2における旧表における号給をいう。

附 則（平成20年12月26日条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（職務の級及び号給）

- 2 施行日における職員の職務の級及び号給は、施行日の前日においてその者の属していた職務の級及びその者が受けていた号給とする。

（切替表の適用を受けている職員の給料月額）

- 3 施行日の前日においてふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成19年ふじみ衛生組合条例第5号。附則別表第1及び附則別表第2において「平成19年一部改正条例」という。）附則別表第3又は附則別表第4の適用を受けている職員の施行日における給料月額は、これらの表にかかわらず、附則別表第1又は附則別表第2のとおりとする。

（昇給期間の通算）

- 4 施行日以降における最初のこの条例による改正後のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第5項及び第6項の規定の適用については、この条例による改正前のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の規定による号給を受けていた期間を改正後の条例の規定による号給を受ける期間に通算する。

（平成21年3月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 5 平成21年3月に支給する期末手当の額は、改正後の条例第18条第2項の規定による支給率から100分の1.2を減じて得た支給率（改正後の条例第4条第10項に規定する再任用職員にあっては、改正後の条例第18条第3項の規定による支給率から100分の1を減じて得た支給率）により算出された額とする。

第4類 給与 (一般職の職員の給与に関する条例)

附則別表第1 (附則第3項関係)

行政職給料表(1)の暫定給料表の切替表

旧表における職務の級		2級		旧表における職務の級		3級		旧表における職務の級		4級		旧表における職務の級		5級		旧表における職務の級		6級		旧表における職務の級		7級		旧表における職務の級		8級	
旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額
	円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円
2	362,900	2	396,600	2	439,500	2	452,100	2	461,400	2	485,500	2	507,300														
3	364,500	3	398,600	3	441,800	3	454,500	3	463,800	3	488,300	3	510,200														
4	366,200	4	400,500	4	444,100	4	456,900	4	466,100	4	491,000	4	513,000														
5	367,900	5	402,500	5	446,500	5	459,400	5	468,600	5	493,700	5	515,800														
6	369,500	6	404,600	6	448,800	6	461,800	6	471,000	6	496,400	6	518,600														
7	371,100	7	406,500	7	451,000	7	464,200	7	473,500	7	499,200	7	521,300														
8	372,800	8	408,500	8	453,400	8	466,600	8	475,800	8	501,800	8	524,200														
9	374,400	9	410,500	9	455,700	9	469,100	9	478,200	9	504,600	9	527,000														
10	376,000	10	412,600	10	458,000	10	471,500	10	480,700	10	507,100	10	529,800														
11	377,600	11	414,600	11	460,300	11	473,900	11	483,200																		
12	379,200	12	416,600	12	462,700	12	476,300	12	485,600																		
13	380,900	13	418,700	13	465,000	13	478,700	13	488,000																		
14	382,500	14	420,600	14	467,200	14	481,100	14	490,500																		
15	384,100	15	422,700	15	469,600	15	483,600	15	492,900																		
16	385,800	16	424,700	16	471,900																						
17	387,400	17	426,800	17	474,200																						
18	389,000	18	428,700	18	476,500																						
19	390,700	19	430,800	19	478,700																						
20	392,200	20	432,700	20	481,100																						
21	393,900	21	434,700																								
22	395,600	22	436,700																								
23	397,200	23	438,800																								
24	398,700	24	440,700																								
25	400,400	25	442,700																								
26	402,000	26	444,700																								
27	403,700	27	446,800																								
28	405,300	28	448,800																								
29	406,900	29	450,800																								
30	408,600	30	452,900																								
31	410,100	31	454,800																								
32	411,800	32	456,800																								
33	413,400	33	458,800																								
34	415,000	34	460,900																								
35	416,700	35	462,900																								
36	418,400	36	464,900																								
37	420,000	37	466,900																								
38	421,500	38	469,000																								
39	423,200	39	470,900																								
40	424,800	40	473,000																								
41	426,500																										
42	428,100																										
43	429,700																										
44	431,400																										
45	433,000																										
46	434,600																										
47	436,300																										
48	437,900																										
49	439,500																										
50	441,200																										
51	442,700																										
52	444,300																										
53	446,000																										
54	447,600																										
55	449,200																										
56	450,900																										
57	452,500																										
58	454,200																										
59	455,800																										
60	457,400																										

備考

- 1 旧表における職務の級とは、平成19年一部改正条例附則別表第3における旧表における職務の級をいう。
- 2 旧表における号給とは、平成19年一部改正条例附則別表第3における旧表における号給をいう。

第4類 給与 (一般職の職員の給与に関する条例)

附則別表第2 (附則第3項関係)

行政職給料表(2)の暫定給料表の切替表

旧表における職務の級	1 級	旧表における職務の級	2 級	旧表における職務の級	3 級	旧表における職務の級	4 級
旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額
	円		円		円		円
2	315,000	2	360,000	2	393,100	2	436,300
3	316,700	3	361,700	3	395,100	3	438,700
4	318,300	4	363,200	4	397,200	4	441,200
5	319,900	5	364,900	5	399,100	5	443,600
6	321,600	6	366,500	6	401,200	6	446,000
7	323,200	7	368,200	7	403,200	7	448,500
8	324,900	8	369,900	8	405,300	8	450,700
9	326,500	9	371,400	9	407,300	9	453,200
10	328,100	10	373,100	10	409,200	10	455,700
11	329,800	11	374,800	11	411,300	11	458,000
12	331,400	12	376,300	12	413,300	12	460,500
13	333,100	13	377,900	13	415,300	13	463,000
14	334,600	14	379,600	14	417,300	14	465,300
15	336,300	15	381,200	15	419,400	15	467,700
16	338,000	16	382,900	16	421,300		
17	339,600	17	384,600	17	423,400		
18	341,200	18	386,100	18	425,400		
19	342,800	19	387,800	19	427,500		
20	344,400	20	389,400	20	429,400		
		21	391,000	21	431,500		
		22	392,600	22	433,300		
		23	394,200	23	435,300		
		24	395,900	24	437,400		
		25	397,600	25	439,400		
		26	399,100	26	441,500		
		27	400,700	27	443,400		
		28	402,400	28	445,500		
		29	404,000	29	447,500		
		30	405,700	30	449,500		
		31	407,300	31	451,500		
		32	408,900	32	453,600		
		33	410,600	33	455,500		
		34	412,300	34	457,500		
		35	413,800	35	459,500		
		36	415,500	36	461,600		
		37	417,000	37	463,600		
		38	418,700	38	465,600		
		39	420,400				
		40	421,800				
		41	423,500				
		42	425,200				
		43	426,800				
		44	428,400				
		45	430,100				
		46	431,700				
		47	433,400				
		48	435,000				
		49	436,600				
		50	438,300				
		51	439,900				
		52	441,500				
		53	443,100				
		54	444,600				
		55	446,300				
		56	448,000				
		57	449,500				
		58	451,200				
		59	452,900				
		60	454,500				
		61	456,200				
		62	457,800				

備考

- 1 旧表における職務の級とは、平成19年一部改正条例附則別表第4における旧表における職務の級をいう。
- 2 旧表における号給とは、平成19年一部改正条例附則別表第4における旧表における号給をいう。

附 則（平成21年3月2日条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（行政職給料表(1)の適用を受ける職員の職務の級及び号給の切替え）

2 行政職給料表(1)の適用を受ける職員の施行日における職務の級（以下「新級」という。）及び号給は、施行日の前日においてその者の属していた職務の級（附則別表第1において「旧級」という。）及びその者が受けていた号給（附則別表第1において「旧号給」という。）に応じて附則別表第1の新級の項に定める職務の級及び新号給の欄に定める号給とする。

（行政職給料表(2)の適用を受ける職員の職務の級及び号給）

3 行政職給料表(2)の適用を受ける職員の施行日における職務の級及び号給は、施行日の前日においてその者の属していた職務の級及びその者が受けていた号給とする。

（切替表の適用を受けている職員の給料月額）

4 施行日の前日においてふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成20年ふじみ衛生組合条例第3号。附則別表第2及び附則別表第3において「平成20年一部改正条例」という。）附則別表第1又は附則別表第2の適用を受けている職員の施行日における給料月額は、これらの表にかかわらず、附則別表第2又は附則別表第3のとおりとする。

（昇給期間の通算）

5 施行日以降における最初のこの条例による改正後のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第5項及び第6項の規定の適用については、この条例による改正前のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の規定による号給を受けていた期間を改正後の条例の規定による号給を受ける期間に通算する。

第4類 給与 (一般職の職員の給与に関する条例)

附則別表第1 (附則第2項関係)

職員の職務の級及び号給の切替表

行政職給料表(1)の適用を受ける職員の新級及び新号給

旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
新 級	1 級		2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
旧号給	新号給	新号給	新号給	新号給	新号給	新号給	新号給	新号給
1	1	23						
2	2	24						
3	3	25						
4	4	26						
5	5	27						
6	6	28						
7	7	29						
8	8	30						
9	9	31						
10	10	32						
11	11	33						
12	12	34						
13	13	35						
14	14	36						
15	15	37						
16	16	38						
17	17	39						
18	18	40						
19	19	41						
20	20	42						
21	21	43						
22	22	44						
23	23	45						
24	24	46						
25	25	47						
26	26	48						
27	27	49						
28	28	50						
29	29	51						
30	31	52						
31	32	53						
32	33	54						
33	34	55						
34	35	56						
35	36	57						
36	37	58						
37	38	59						
38	39	60						
39	40	61						
40	41	62						
41	42	63						
42	43	64						
43	43	65						
44	44	66	旧号給 と同じ	旧号給 と同じ	旧号給 と同じ	旧号給 と同じ	旧号給 と同じ	旧号給 と同じ
45	45	67						
46	46	68						

第4類 給与 (一般職の職員の給与に関する条例)

47	47	69
48	48	70
49	49	71
50	50	72
51	51	73
52	52	74
53	53	75
54	54	76
55	55	77
56	56	78
57	56	79
58	57	80
59	58	81
60	59	82
61	60	83
62	61	84
63	62	85
64	63	86
65	63	87
66	64	88
67	65	89
68	66	90
69	67	91
70	67	92
71	68	93
72	69	94
73	70	95
74	70	96
75	71	97
76	72	98
77	73	99
78	73	100
79	74	101
80	75	102
81	76	103
82	77	104
83	77	105
84	78	106
85	79	107
86	80	108
87	80	109
88	81	110
89	82	111
90	83	112
91	83	113
92	84	114
93	85	115
94	86	116
95	86	117
96	87	118
97	88	119
98	88	120
99	89	121
100	90	122

第4類 給与 (一般職の職員の給与に関する条例)

101	90	123	
102		124	
103		125	
104		126	
105		127	
106		128	
107		129	
108		130	
109		131	
110		132	
111		133	
112		134	
113		135	
114		136	
115		137	
116		138	
117		139	
118		140	
119		141	
120		142	
121		143	
122		144	
123		145	
124		146	
125		147	
126		148	
127		149	
128		150	
129		151	
130		152	
131		153	
132		154	
133		155	
134		156	
135		157	
136		158	
137		159	
138		160	
139		161	
140		162	
141		163	

第4類 給与 (一般職の職員の給与に関する条例)

附則別表第2 (附則第4項関係)

行政職給料表(1)の暫定給料表の切替表

旧表における職務の級	2 級	旧表における職務の級	3 級	旧表における職務の級	4 級	旧表における職務の級	5 級	旧表における職務の級	6 級
新 級	1 級	新 級	2 級	新 級	3 級	新 級	4 級	新 級	5 級
旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額
	円		円		円		円		円
2	358,000	2	391,200	2	433,600	2	446,000	2	455,200
3	359,600	3	393,200	3	435,800	3	448,400	3	457,500
4	361,300	4	395,100	4	438,100	4	450,700	4	459,800
5	362,900	5	397,100	5	440,500				
6	364,500	6	399,100	6	442,700				
7	366,100	7	401,000	7	444,900				
8	367,800	8	403,000	8	447,300				
9	369,300	9	405,000						
10	370,900	10	407,000						
11	372,500	11	409,000						
12	374,100	12	411,000						
13	375,800	13	413,000						
14	377,300	14	414,900						
15	378,900	15	417,000						
16	380,600	16	419,000						
17	382,200	17	421,000						
18	383,700	18	422,900						
19	385,400	19	425,000						
20	386,900	20	426,900						
21	388,600	21	428,800						
22	390,300	22	430,800						
23	391,800	23	432,900						
24	393,300	24	434,800						
25	395,000	25	436,700						
26	396,600	26	438,700						
27	398,300	27	440,800						
28	399,800	28	442,700						
29	401,400								
30	403,100								
31	404,600								
32	406,200								
33	407,800								
34	409,400								
35	411,100								
36	412,800								
37	414,300								
38	415,800								
39	417,500								
40	419,100								
41	420,700								
42	422,300								
43	423,900								
44	425,600								
45	427,200								
46	428,700								
47	430,400								
48	432,000								
49	433,600								
50	435,200								
51	436,700								

備考

- 1 旧表における職務の級とは、平成20年一部改正条例附則別表第1における旧表における職務の級をいう。
- 2 旧表における号給とは、平成20年一部改正条例附則別表第1における旧表における号給をいう。

附則別表第3 (附則第4項関係)

行政職給料表(2)の暫定給料表の切替表

旧表における職務の級	2 級	旧表における職務の級	3 級
旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額
	円		円
2	355,100	2	387,800
3	356,800	3	389,800
4	358,300	4	391,800
5	360,000	5	393,700
6	361,600	6	395,800
7	363,200	7	397,800
8	364,900	8	399,800
9	366,400	9	401,800
10	368,100	10	403,700
11	369,700	11	405,700
12	371,200	12	407,700
13	372,800	13	409,700
14	374,500	14	411,700
15	376,100	15	413,700
16	377,700	16	415,600
17	379,400	17	417,700
18	380,900	18	419,700
19	382,600	19	421,700
20	384,100	20	423,600
21	385,700	21	425,700
22	387,300	22	427,500
23	388,900		
24	390,600		
25	392,200		
26	393,700		
27	395,300		
28	397,000		
29	398,500		
30	400,200		
31	401,800		
32	403,400		
33	405,100		
34	406,700		
35	408,200		
36	409,900		
37	411,400		
38	413,000		
39	414,700		
40	416,100		
41	417,800		
42	419,500		
43	421,000		
44	422,600		

備考

- 1 旧表における職務の級とは、平成20年一部改正条例附則別表第2における旧表における職務の級をいう。
- 2 旧表における号給とは、平成20年一部改正条例附則別表第2における旧表における号給をいう。

附 則（平成21年6月1日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年11月30日条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例中第1条及び附則第5項の規定は平成21年12月1日から、第2条及び次項から附則第4項までの規定は平成22年1月1日から施行する。

（職務の級及び号給）

- 2 平成22年1月1日における職員の職務の級及び号給は、平成21年12月31日においてその者の属していた職務の級及びその者が受けていた号給とする。

（切替表の適用を受けている職員の給料月額）

- 3 平成21年12月31日においてふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成21年ふじみ衛生組合条例第1号。附則別表第2及び附則別表第3において「平成21年一部条例改正」という。）の適用を受けている職員の平成22年1月1日における給料月額は、これらの表にかかわらず、附則別表第1又は附則別表第2のとおりとする。

（昇給期間の通算）

- 4 平成22年1月1日以降における最初の第2条の規定による改正後のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例（以下「第2条の規定による改正後の条例」という。）第4条第5項及び第6項の規定の適用については、第2条の規定による改正前のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の規定による号給を受けていた期間を第2条の規定による改正後の条例の規定による号給を受ける期間に通算する。

（平成22年3月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 5 平成22年3月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例（以下「第1条の規定による改正後の条例」という。）第18条第2項の規定による支給率から100分の4を減じて得た支給率（第1条の規定による改正後の条例第4条第10項に規定する再任用職員にあっては、第1条の規定による改正後の条例第18条第3項の規定による支給率から100分の4を減じて得た支給率）により算出された額とする。

第4類 給与 (一般職の職員の給与に関する条例)

附則別表第1 (附則第3項関係)

行政職給料表(1)の暫定給料表の切替表

旧表における職務の級	1 級	旧表における職務の級	2 級	旧表における職務の級	3 級	旧表における職務の級	4 級	旧表における職務の級	5 級
旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額
	円		円		円		円		円
2	355,800	2	388,400	2	431,200	2	443,700	2	453,500
3	357,400	3	390,400	3	433,400	3	446,100	3	455,700
4	359,100	4	392,300	4	435,600	4	448,400	4	458,000
5	360,700	5	394,300	5	438,000				
6	362,300	6	396,300	6	440,200				
7	363,900	7	398,200	7	442,400				
8	365,600	8	400,200	8	444,800				
9	367,100	9	402,100						
10	368,700	10	404,100						
11	370,300	11	406,100						
12	371,900	12	408,100						
13	373,600	13	410,100						
14	375,100	14	412,000						
15	376,600	15	414,100						
16	378,300	16	416,100						
17	379,900	17	418,100						
18	381,400	18	420,000						
19	383,100	19	422,000						
20	384,600	20	423,900						
21	386,300	21	425,800						
22	388,000	22	427,800						
23	389,500	23	429,900						
24	390,900	24	431,800						
25	392,600	25	433,700						
26	394,200	26	435,700						
27	395,900	27	437,800						
28	397,400	28	439,700						
29	399,000								
30	400,700								
31	402,200								
32	403,800								
33	405,400								
34	407,000								
35	408,700								
36	410,300								
37	411,800								
38	413,300								
39	415,000								
40	416,600								
41	418,200								
42	419,800								
43	421,400								
44	423,000								
45	424,600								
46	426,100								
47	427,800								
48	429,400								
49	431,000								
50	432,600								
51	434,100								

備考

- 1 旧表における職務の級とは、平成21年一部改正条例附則別表第2における新級をいう。
- 2 旧表における号給とは、平成21年一部改正条例附則別表第2における旧表における号給をいう。

附則別表第2 (附則第3項関係)

行政職給料表(2)の暫定給料表の切替表

旧表における職務の級	2 級	旧表における職務の級	3 級
旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額
	円		円
2	353,700	2	385,900
3	355,400	3	387,900
4	356,900	4	389,900
5	358,600	5	391,800
6	360,200	6	393,900
7	361,800	7	395,900
8	363,500	8	397,900
9	365,000	9	399,900
10	366,700	10	401,800
11	368,300	11	403,800
12	369,800	12	405,800
13	371,300	13	407,800
14	373,000	14	409,800
15	374,600	15	411,800
16	376,200	16	413,700
17	377,900	17	415,700
18	379,400	18	417,700
19	381,100	19	419,700
20	382,600	20	421,600
21	384,200	21	423,700
22	385,800	22	425,500
23	387,400		
24	389,100		
25	390,700		
26	392,200		
27	393,800		
28	395,400		
29	396,900		
30	398,600		
31	400,200		
32	401,800		
33	403,500		
34	405,100		
35	406,600		
36	408,300		
37	409,800		
38	411,400		
39	413,100		
40	414,500		
41	416,200		
42	417,900		
43	419,400		
44	421,000		

備考

- 1 旧表における職務の級とは、平成21年一部改正条例附則別表第3における旧表における職務の級をいう。
- 2 旧表における号給とは、平成21年一部改正条例附則別表第3における旧表における号給をいう。

附 則（平成22年3月8日条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（ふじみ衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正等）

第2項・第3項（省略）

附 則（平成22年3月31日条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（職務の級及び号給）

- 2 施行日における職員の職務の級及び号給は、施行日の前日においてその者の属していた職務の級及びその者が受けていた号給とする。

（切替表の適用を受けている職員の給料月額）

- 3 施行日の前日においてふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成21年ふじみ衛生組合条例第4号。附則別表第1及び附則別表第2において「平成21年一部改正条例」という。）附則別表第1又は附則別表第2の適用を受けている職員の施行日における給料月額は、これらの表にかかわらず、附則別表第1又は附則別表第2のとおりとする。

（昇給期間の通算）

- 4 施行日以降における最初のこの条例による改正後のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第5項及び第6項の規定の適用については、この条例による改正前のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の規定による号給を受けていた期間を改正後の条例の規定による号給を受ける期間に通算する。

第4類 給与 (一般職の職員の給与に関する条例)

附則別表第1 (附則第3項関係)

行政職給料表(1)の暫定給料表の切替表

旧表における職務の級	1 級	旧表における職務の級	2 級	旧表における職務の級	3 級	旧表における職務の級	4 級	旧表における職務の級	5 級
旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額
	円		円		円		円		円
2	352,200	2	384,400	2	426,900	2	439,300	2	449,000
3	353,800	3	386,400	3	429,100	3	441,600	3	451,100
4	355,500	4	388,300	4	431,200	4	443,900	4	453,400
5	357,100	5	390,300	5	433,600				
6	358,700	6	392,300	6	435,800				
7	360,300	7	394,200	7	438,000				
8	361,900	8	396,200	8	440,400				
9	363,400	9	398,100						
10	365,000	10	400,100						
11	366,600	11	402,000						
12	368,200	12	404,000						
13	369,900	13	406,000						
14	371,300	14	407,900						
15	372,800	15	410,000						
16	374,500	16	411,900						
17	376,100	17	413,900						
18	377,600	18	415,800						
19	379,300	19	417,800						
20	380,800	20	419,700						
21	382,400	21	421,500						
22	384,100	22	423,500						
23	385,600	23	425,600						
24	387,000	24	427,500						
25	388,700	25	429,400						
26	390,300	26	431,300						
27	391,900	27	433,400						
28	393,400	28	435,300						
29	395,000								
30	396,700								
31	398,200								
32	399,800								
33	401,300								
34	402,900								
35	404,600								
36	406,200								
37	407,700								
38	409,200								
39	410,800								
40	412,400								
41	414,000								
42	415,600								
43	417,200								
44	418,800								
45	420,400								
46	421,800								
47	423,500								
48	425,100								
49	426,700								
50	428,300								
51	429,800								

備考

- 1 旧表における職務の級とは、平成21年一部改正条例附則別表第1における旧表における職務の級をいう。
- 2 旧表における号給とは、平成21年一部改正条例附則別表第1における旧表における号給をいう。

第4類 給与 (一般職の職員の給与に関する条例)

附則別表第2 (附則第3項関係)

行政職給料表(2)の暫定給料表の切替表

旧表における職務の級	2 級	旧表における職務の級	3 級
旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額
	円		円
2	350,100	2	382,000
3	351,800	3	384,000
4	353,300	4	386,000
5	355,000	5	387,900
6	356,600	6	390,000
7	358,200	7	391,900
8	359,900	8	393,900
9	361,300	9	395,900
10	363,000	10	397,800
11	364,600	11	399,800
12	366,100	12	401,700
13	367,600	13	403,700
14	369,300	14	405,700
15	370,900	15	407,700
16	372,400	16	409,600
17	374,100	17	411,500
18	375,600	18	413,500
19	377,300	19	415,500
20	378,800	20	417,400
21	380,400	21	419,500
22	381,900	22	421,200
23	383,500		
24	385,200		
25	386,800		
26	388,300		
27	389,900		
28	391,400		
29	392,900		
30	394,600		
31	396,200		
32	397,800		
33	399,500		
34	401,000		
35	402,500		
36	404,200		
37	405,700		
38	407,300		
39	409,000		
40	410,400		
41	412,000		
42	413,700		
43	415,200		
44	416,800		

備考

- 1 旧表における職務の級とは、平成21年一部改正条例附則別表第2における旧表における職務の級をいう。
- 2 旧表における号給とは、平成21年一部改正条例附則別表第2における旧表における号給をいう。

附 則（平成22年11月30日条例第6号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（職務の級及び号給）

- 2 施行日における職員の職務の級及び号給は、施行日の前日においてその者の属していた職務の級及びその者が受けていた号給とする。

（切替表の適用を受けている職員の給料月額）

- 3 施行日の前日においてふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成22年ふじみ衛生組合条例第2号。附則別表第1及び附則別表第2において「平成22年一部改正条例」という。）附則別表第1又は附則別表第2の適用を受けている職員の施行日における給料月額は、これらの表にかかわらず、附則別表第1又は附則別表第2のとおりとする。

（昇給期間の通算）

- 4 施行日以降における最初のこの条例による改正後のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第5項及び第6項の規定の適用については、この条例による改正前のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の規定による号給を受けていた期間を改正後の条例の規定による号給を受ける期間に通算する。

（平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 5 平成22年12月に支給する期末手当の額は、改正後の条例第18条第2項の規定による支給率から100分の3を減じて得た支給率（改正後の条例第4条第10項に規定する再任用職員にあっては、改正後の条例第18条第3項の規定による支給率から100分の3を減じて得た支給率）により算出された額とする。

第4類 給与 (一般職の職員の給与に関する条例)

附則別表第1 (附則第3項関係)

行政職給料表(1)の暫定給料表の切替表

旧表における職務の級	1 級	旧表における職務の級	2 級	旧表における職務の級	3 級	旧表における職務の級	4 級	旧表における職務の級	5 級
旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額
	円		円		円		円		円
2	350,900	2	382,400	2	424,600	2	437,200	2	447,400
3	352,500	3	384,400	3	426,800	3	439,500	3	449,500
4	354,200	4	386,300	4	428,900	4	441,800	4	451,800
5	355,800	5	388,300	5	431,300				
6	357,400	6	390,300	6	433,500				
7	359,000	7	392,200	7	435,700				
8	360,600	8	394,200	8	438,100				
9	362,100	9	396,100						
10	363,700	10	398,000						
11	365,300	11	399,900						
12	366,900	12	401,900						
13	368,600	13	403,900						
14	370,000	14	405,800						
15	371,400	15	407,900						
16	373,100	16	409,800						
17	374,700	17	411,800						
18	376,200	18	413,700						
19	377,900	19	415,700						
20	379,400	20	417,600						
21	381,000	21	419,300						
22	382,700	22	421,300						
23	384,200	23	423,400						
24	385,600	24	425,300						
25	387,300	25	427,200						
26	388,900	26	429,100						
27	390,500	27	431,200						
28	392,000	28	433,100						
29	393,600								
30	395,300								
31	396,800								
32	398,400								
33	399,800								
34	401,400								
35	403,100								
36	404,700								
37	406,200								
38	407,700								
39	409,300								
40	410,900								
41	412,500								
42	414,100								
43	415,700								
44	417,300								
45	418,800								
46	420,200								
47	421,900								
48	423,500								
49	425,100								
50	426,700								
51	428,200								

備考

- 1 旧表における職務の級とは、平成22年一部改正条例附則別表第1における旧表における職務の級をいう。
- 2 旧表における号給とは、平成22年一部改正条例附則別表第1における旧表における号給をいう。

第4類 給与 (一般職の職員の給与に関する条例)

附則別表第2 (附則第3項関係)

行政職給料表(2)の暫定給料表の切替表

旧表における職務の級	2 級	旧表における職務の級	3 級
旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額
	円		円
2	348,900	2	380,200
3	350,600	3	382,200
4	352,100	4	384,200
5	353,800	5	386,100
6	355,400	6	388,200
7	357,000	7	390,100
8	358,700	8	392,100
9	360,100	9	394,100
10	361,800	10	396,000
11	363,400	11	398,000
12	364,900	12	399,800
13	366,400	13	401,800
14	368,100	14	403,800
15	369,700	15	405,800
16	371,200	16	407,700
17	372,900	17	409,600
18	374,400	18	411,600
19	376,100	19	413,600
20	377,600	20	415,500
21	379,200	21	417,600
22	380,700	22	419,300
23	382,300		
24	383,900		
25	385,500		
26	387,000		
27	388,600		
28	390,100		
29	391,600		
30	393,300		
31	394,900		
32	396,500		
33	398,200		
34	399,700		
35	401,200		
36	402,900		
37	404,400		
38	406,000		
39	407,700		
40	409,100		
41	410,700		
42	412,400		
43	413,900		
44	415,500		

備考

- 1 旧表における職務の級とは、平成22年一部改正条例附則別表第2における旧表における職務の級をいう。
- 2 旧表における号給とは、平成22年一部改正条例附則別表第2における旧表における号給をいう。

附 則（平成23年3月7日条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（行政職給料表(1)の適用を受ける職員の施行日における職務の級及び号給）
- 2 行政職給料表(1)の適用を受ける職員の施行日における職務の級及び号給は、施行日の前日においてその者の属していた職務の級及びその者が受けていた号給とする。
（行政職給料表(2)の適用を受ける職員の施行日における職務の級及び号給の切替え）
- 3 行政職給料表(2)の適用を受ける職員の施行日における職務の級（以下「新級」という。）及び号給（以下「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者の属していた職務の級（附則別表第1において「旧級」という。）及びその者が受けていた号給（附則別表第1において「旧号給」という。）に応じて附則別表第1の新級の項に定める職務の級及び新号給の欄に定める号給とする。
（行政職給料表(2)の適用を受ける職員の施行日以降における昇給の号給数の調整）
- 4 行政職給料表(2)の適用を受ける職員の施行日以降の直近の昇給日における昇給の号給数は、この条例による改正後のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第4条の規定における号給数から附則別表第1の調整号給数の欄に掲げる調整号給数を減じた数とする。ただし、当該日における昇給の号給数が調整号給数の欄に掲げる調整号給数に満たない場合は、次回以降の昇給日において残差号給数を昇給の号給数から減じることとする。なお、1回当たりの調整号給数は、4号給を限度とする。
（昇給期間の通算）
- 5 施行日以降における最初の改正後の条例第4条第5項及び第6項の規定の適用については、この条例による改正前のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の規定による号給を受けていた期間を改正後の条例の規定による号給を受ける期間に通算する。
（切替表の適用を受けている職員の施行日における給料月額）
- 6 施行日の前日においてふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成22年ふじみ衛生組合条例第6号。附則別表第2及び附則別表第3において「平成22年一部改正条例」という。）附則別表第1又は附則別表第2の適用を受けている職員の施行日における給料月額は、これらの表にかかわらず、附則別表第2又は附則別表第3のとおりとする。

第4類 給与 (一般職の職員の給与に関する条例)

附則別表第1 (附則第3項、附則第4項関係)

職員の職務の級及び号給の切替表

行政職給料表(2)の適用を受ける職員の新級、新号給及び調整号給数

旧 級	1 級		2 級		3 級		4 級		
新 級	1 級		2 級		2 級		3 級		
旧号給	新号給	調整号給数	新号給	調整号給数	新号給	調整号給数	新号給	調整号給数	
1	1	1	18	1	2	1	1	1	
2	2		19		3				
3			21		4				
4			22		5				
5	3		23		6		6		7
6			24		7		8		
7			25		10		10		
8	4		26		11		11		11
9			28		12		12		
10			29		13		13		
11	5		30		14		14		14
12			31		15		15		
13			32		16		16		
14	6		33		17		17		17
15	7		34		18		18		18
16	8		36		19		19		19
17			37		20		20		20
18		38	22	21	21				
19	9	39	23	22	22				
20	10	40	24	23	23				
21	11	41	25	24	24				
22	12	42	26	25	25				
23	13	43	27	26	26				
24	14	44	28	27	27				
25	15	45	29	28	28				
26	16	46	30	29	29				
27	17	47	31	30	30				
28	18	48	32	31	31				
29	19	49	34	32	32				
30	21	50	35	33	33				
31	22	51	36	34	34				
32	23	52	37	35	35				
33	24	53	38	36	36				
34	25	54	39	37	37				
35	26	55	40	38	38				
36	28	56	42	39	39				
37	29	57	43	40	40				
38	30	59	44	42	41				
39	31	60	45	43	42				
40	33	61	46	44	43				
41	34	62	47	45	44				
42	36	63	49	50	45				
43	37	64	50	51	46				
44	38	65	51	53	47				
45	39	67							
46	40								
46	41								

第4類 給与 (一般職の職員の給与に関する条例)

47	42		68	54	48
48	43		69	55	49
49	44		70	57	51
50			72	58	52
51	45		73	59	53
52	46		74	61	54
53	47		75	62	56
54	48		77	63	57
55	50		78	65	59
56	51		79	66	60
57	52		80	67	62
58	53		82	69	64
59	54		83	70	66
60	55		84	72	68
61			86	73	71
62	56		87	75	73
63	57		88	77	76
64	59		90	81	79
65	60		91	84	82
66	61		92	88	86
67	62		93	92	90
68			95	96	95
69	63		96	101	99
70	64		98	107	102
71	65	2	99	112	106
72	67		101	117	110
73			104	123	114
74	68		107	128	117
75	69		111	133	121
76	70		117	139	125
77			122	144	129
78	72		128	149	133
79	73		133	153	138
80	74		138	157	142
81			143	162	145
82	75		149	165	149
83	77		154	169	152
84			159	172	155
85	78		164	175	158
86	79		170	177	161
87	80		175	179	164
88			180	180	167
89	82		184	182	170
90	83		188	184	173
91	84		191	187	176
92			195	189	178
93	86		198	190	181
94	87		201	192	183
95			203	193	185
96	88		205	195	187
97	90		207	197	189
98	91		209	199	191
99			212	200	193
100	92		214	202	195

第4類 給与 (一般職の職員の給与に関する条例)

101			215		204		197	
102	93		217	6	205	7	198	
103			218		207		200	
104	95		220		208		202	
105			221		210		204	
106	96		222		211		205	
107			224		213		207	
108			225		214		209	6
109	98		226		215		211	
110			228		217		213	
111			229		219	8	214	
112	99		230	7	220		216	
113			231		220		218	
114			232		222		220	
115	101	3	234		223		222	7
116			235		224		224	
117			236		225		225	
118	104		237		226		226	
119			239		228		228	
120			240		229	9	230	
121			241		230		232	
122	107		242	8	232		233	8
123			243		233		235	
124			244		234		237	
125			246		235		239	
126	111		247		236		241	
127			248		238		242	9
128			249		239		243	
129			250		240		245	
130			251		241	10	246	
131	117		253	9	243		247	
132			254		244		249	10
133			255		245		250	
134			256		246		252	
135			258		247		254	
136	122		259		249	11	255	11
137			260		250		256	
138			261					
139			262	10				
140			263					
141			264					
142			265					
143			267					
144			268					
145			269	11				

第4類 給与 (一般職の職員の給与に関する条例)

附則別表第2 (附則第6項関係)

行政職給料表(1)の暫定給料表の切替表

旧表における職務の級	1 級	旧表における職務の級	2 級	旧表における職務の級	3 級	旧表における職務の級	4 級	旧表における職務の級	5 級
旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額
	円		円		円		円		円
2	347,400	2	378,600	2	420,400	2	432,800	2	442,900
3	349,000	3	380,600	3	422,500	3	435,100	3	445,000
4	350,700	4	382,400	4	424,600	4	437,400	4	447,300
5	352,200	5	384,400	5	427,000				
6	353,800	6	386,400	6	429,200				
7	355,400	7	388,300	7	431,300				
8	357,000	8	390,300	8	433,700				
9	358,500	9	392,100						
10	360,100	10	394,000						
11	361,600	11	395,900						
12	363,200	12	397,900						
13	364,900	13	399,900						
14	366,300	14	401,700						
15	367,700	15	403,800						
16	369,400	16	405,700						
17	371,000	17	407,700						
18	372,400	18	409,600						
19	374,100	19	411,500						
20	375,600	20	413,400						
21	377,200	21	415,100						
22	378,900	22	417,100						
23	380,400	23	419,200						
24	381,700	24	421,000						
25	383,400	25	422,900						
26	385,000	26	424,800						
27	386,600	27	426,900						
28	388,100	28	428,800						
29	389,700								
30	391,300								
31	392,800								
32	394,400								
33	395,800								
34	397,400								
35	399,100								
36	400,700								
37	402,100								
38	403,600								
39	405,200								
40	406,800								
41	408,400								
42	410,000								
43	411,500								
44	413,100								
45	414,600								
46	416,000								
47	417,700								
48	419,300								
49	420,800								
50	422,400								
51	423,900								

備考

- 1 旧表における職務の級とは、平成22年一部改正条例附則別表第1における旧表における職務の級をいう。
- 2 旧表における号給とは、平成22年一部改正条例附則別表第1における旧表における号給をいう。

第4類 給与 (一般職の職員の給与に関する条例)

附則別表第3 (附則第6項関係)

行政職給料表(2)の暫定給料表の切替表

旧表における職務の級	2 級	旧表における職務の級	3 級
新 級	1 級	新 級	2 級
旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額
	円		円
2	345,400	2	376,400
3	347,100	3	378,400
4	348,600	4	380,400
5	350,300	5	382,200
6	351,800	6	384,300
7	353,400	7	386,200
8	355,100	8	388,200
9	356,500	9	390,200
10	358,200	10	392,000
11	359,800	11	394,000
12	361,300	12	395,800
13	362,700	13	397,800
14	364,400	14	399,800
15	366,000	15	401,700
16	367,500	16	403,600
17	369,200	17	405,500
18	370,700	18	407,500
19	372,300	19	409,500
20	373,800	20	411,300
21	375,400	21	413,400
22	376,900	22	415,100
23	378,500		
24	380,100		
25	381,600		
26	383,100		
27	384,700		
28	386,200		
29	387,700		
30	389,400		
31	391,000		
32	392,500		
33	394,200		
34	395,700		
35	397,200		
36	398,900		
37	400,400		
38	401,900		
39	403,600		
40	405,000		
41	406,600		
42	408,300		
43	409,800		
44	411,300		

備考

- 1 旧表における職務の級とは、平成22年一部改正条例附則別表第2における旧表における職務の級をいう。
- 2 旧表における号給とは、平成22年一部改正条例附則別表第2における旧表における号給をいう。

附 則 (平成23年3月15日条例第2号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年11月30日条例第3号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年12月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(職務の級及び号給)

- 2 施行日における職員の職務の級及び号給は、施行日の前日においてその者の属していた職務

第4類 給与 (一般職の職員の給与に関する条例)

の級及びその者が受けていた号給とする。

(切替表の適用を受けている職員の給料月額)

- 3 施行日の前日においてふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成23年ふじみ衛生組合条例第1号。附則別表第1及び附則別表第2において「平成23年一部改正条例」という。)附則別表第2又は附則別表第3の適用を受けている職員の施行日における給料月額は、これらの表にかかわらず、附則別表第1又は附則別表第2のとおりとする。

(昇給期間の通算)

- 4 施行日以降における最初のこの条例による改正後のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第4条第5項及び第6項の規定の適用については、この条例による改正前のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の規定による号給を受けていた期間を改正後の条例の規定による号給を受ける期間に通算する。

(平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 5 平成23年12月に支給する期末手当の額は、改正後の条例第18条第2項の規定による支給率から100分の2を減じて得た支給率(改正後の条例第4条第10項に規定する再任用職員にあっては、改正後の条例第18条第3項の規定による支給率から100分の2を減じて得た支給率)により算出された額とする。

附則別表第1 (附則第3項関係)

行政職給料表(1)の暫定給料表の切替表

旧表における職務の級	1 級	旧表における職務の級	2 級	旧表における職務の級	3 級	旧表における職務の級	4 級
旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額
	円		円		円		円
2	346,000	2	377,600	2	419,400	2	431,800
3	347,600	3	379,600				
4	349,300	4	381,400				
5	350,800	5	383,400				
6	352,400	6	385,400				
7	354,000	7	387,300				
8	355,600	8	389,300				
9	357,100	9	391,100				
		10	393,000				
		11	394,900				
		12	396,900				
		13	398,900				
		14	400,600				
		15	402,700				
		16	404,600				
		17	406,600				
		18	408,500				
		19	410,400				
		20	412,300				
		21	414,000				

備考

- 1 旧表における職務の級とは、平成23年一部改正条例附則別表第2における旧表における職務の級をいう。
- 2 旧表における号給とは、平成23年一部改正条例附則別表第2における旧表における号給をいう。

附則別表第2 (附則第3項関係)

行政職給料表(2)の暫定給料表の切替表

旧表における職務の級	1 級	旧表における職務の級	2 級
旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額
	円		円
2	344,400	2	375,400
3	346,100	3	377,400
4	347,600	4	379,400
5	349,300	5	381,200
6	350,800	6	383,300
7	352,400	7	385,200
8	354,100		
9	355,500		
10	357,200		
11	358,800		
12	360,300		
13	361,700		
14	363,400		
15	365,000		
16	366,500		
17	368,200		
18	369,700		
19	371,300		
20	372,800		
21	374,400		
22	375,900		

備考

- 1 旧表における職務の級とは、平成23年一部改正条例附則別表第3における新級をいう。
- 2 旧表における号給とは、平成23年一部改正条例附則別表第3における旧表における号給をいう。

附 則 (平成24年3月1日条例第1号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月28日条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年1月1日 (以下「施行日」という。) から施行する。
(扶養手当に関する特例措置)
- 2 この条例による改正後のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例 (以下「改正後の条例」という。) 第7条第2項第2号から第5号までに掲げる扶養親族のうち、施行日の前日において扶養手当の支給対象となっているもの (任命権者が認めるものに限る。) の扶養手当の月額に係る改正後の条例第7条第3項の規定の適用については、施行日から平成26年3月31日までの間、同項中「6,000円」とあるのは「8,000円」とする。
(住居手当に関する特例措置)
- 3 この条例による改正前のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例第8条の3第2項第2号に規定するその他の世帯主である職員に係る住居手当の月額については、改正後の条例第8条の3の規定にかかわらず、施行日から平成26年3月31日までの間、3,100円とする。

附 則 (平成25年6月5日条例第3号)

第4類 給与 (一般職の職員の給与に関する条例)

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

附 則 (平成25年11月29日条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年12月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(職務の級及び号給)

2 施行日における職員の職務の級及び号給は、施行日の前日においてその者の属していた職務の級及びその者が受けていた号給とする。

(切替表の適用を受けている職員の給料月額)

3 施行日の前日においてふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成23年ふじみ衛生組合条例第3号。附則別表第1及び附則別表第2において「平成23年一部改正条例」という。)附則別表第1又は附則別表第2の適用を受けている職員の施行日における給料月額は、これらの表にかかわらず、附則別表第1又は附則別表第2のとおりとする。

(昇給期間の通算)

4 施行日以降における最初のこの条例による改正後のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第4条第5項及び第6項の規定の適用については、この条例による改正前のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の規定による号給を受けていた期間を改正後の条例の規定による号給を受ける期間に通算する。

附則別表第1 (附則第3項関係)

行政職給料表(1)の暫定給料表の切替表

旧表における職務の級	1 級	旧表における職務の級	2 級
旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額
	円		円
2	344,700	2	376,600
3	346,300	3	378,600
4	348,000	4	380,400
5	349,500	5	382,400
6	351,100	6	384,400
7	352,700	7	386,300
8	354,300	8	388,300
9	355,800	9	390,100
		10	392,000
		11	393,900
		12	395,900
		13	397,900
		14	399,500

備考

- 1 旧表における職務の級とは、平成23年一部改正条例附則別表第1における旧表における職務の級をいう。
- 2 旧表における号給とは、平成23年一部改正条例附則別表第1における旧表における号給をいう。

附則別表第2 (附則第3項関係)

行政職給料表(2)の暫定給料表の切替表

旧表における職務の級	1 級	旧表における職務の級	2 級
旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額
	円		円
2	343,500	2	374,600
3	345,200	3	376,600
4	346,700		
5	348,400		
6	349,900		
7	351,500		
8	353,200		
9	354,600		
10	356,300		
11	357,900		

備考

- 1 旧表における職務の級とは、平成23年一部改正条例附則別表第2における旧表における職務の級をいう。
- 2 旧表における号給とは、平成23年一部改正条例附則別表第2における旧表における号給をいう。

附 則 (平成26年12月25日条例第4号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は平成26年4月1日（以下「切替日」という。）から、附則第7項の規定は同年12月1日から適用する。

(職務の級及び号給)

- 3 切替日における職員の職務の級及び号給は、この条例による改正前のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、切替日の前日においてその者の属していた職務の級及びその者が受けていた号給とする。

(異動者等の職務の級及び号給)

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において改正前の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における職務の級及び号給は、前項の規定中「切替日」及び「切替日の前日」を「適用の日又は異動の日」と読み替えて適用した場合に決定される職務の級及び号給とする。

(切替表の適用を受けている職員の給料月額)

- 5 切替日の前日においてふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成25年ふじみ衛生組合条例第5号。附則別表第1及び附則別表第2において「平成25年一部改正条例」という。）附則別表第1又は附則別表第2の適用を受けている職員の切替日における給料月額は、これらの表にかかわらず、附則別表第1又は附則別表第2のとおりとする。

(昇給期間の通算)

- 6 切替日以降における最初の改正後の条例第4条第5項及び第6項の規定の適用については、

第4類 給与（一般職の職員の給与に関する条例）

改正前の条例の規定による号給を受けていた期間を改正後の条例の規定による号給を受ける期間に通算する。

（勤勉手当の特例）

- 7 改正後の条例第19条第2項及び第3項の適用については、平成26年12月1日を基準日として支給する勤勉手当に限り、同条第2項中「100分の80」とあるのは「100分の92.5」と、同条第3項中「100分の37.5」とあるのは「100分の42.5」とする。

（給与の内払）

- 8 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附則別表第1（附則第5項関係）

行政職給料表(1)の暫定給料表の切替表

旧表における職務の級	1 級	旧表における職務の級	2 級
旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額
	円		円
2	345,100	2	377,100
3	346,700	3	379,100
4	348,400	4	380,900
5	349,900	5	382,900
6	351,500	6	384,900
7	353,100	7	386,800
8	354,700	8	388,800
9	356,200	9	390,600
		10	392,500
		11	394,400
		12	396,400
		13	398,400

備考

- 1 旧表における職務の級とは、平成25年一部改正条例附則別表第1における旧表における職務の級をいう。
- 2 旧表における号給とは、平成25年一部改正条例附則別表第1における旧表における号給をいう。

附則別表第2（附則第5項関係）

行政職給料表(2)の暫定給料表の切替表

旧表における職務の級	1 級	旧表における職務の級	2 級
旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額
	円		円
2	343,900	2	375,100
3	345,600	3	377,100
4	347,100		
5	348,800		
6	350,300		
7	351,900		
8	353,600		
9	355,000		
10	356,700		
11	358,300		

備考

- 1 旧表における職務の級とは、平成25年一部改正条例附則別表第2における旧表における職務の級をいう。
- 2 旧表における号給とは、平成25年一部改正条例附則別表第2における旧表における号給をいう。

附 則（平成27年3月27日条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（職務の級及び号給）
- 2 施行日における職員の職務の級及び号給は、施行日の前日においてその者の属していた職務の級及びその者が受けていた号給とする。
（切替表の適用を受けている職員の給料月額）
- 3 施行日の前日においてふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成26年ふじみ衛生組合同条第4号。附則別表第1及び附則別表第2において「平成26年一部改正条例」という。）附則別表第1又は附則別表第2の適用を受けている職員の施行日における給料月額は、これらの表にかかわらず、附則別表第1又は附則別表第2のとおりとする。
（昇給期間の通算）
- 4 施行日以降における最初のこの条例による改正後のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第5項及び第6項の規定の適用については、この条例による改正前のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の規定による号給を受けていた期間を改正後の条例の規定による号給を受ける期間に通算する。
（給料の切替えによる経過措置）
- 5 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（任命権者が別に定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 6 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、前項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、任命権者が別に定めるところにより、前項の規定に準じて、給料を支給する。
- 7 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、任命権者が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 8 前3項の規定は、附則別表第1又は附則別表第2の適用を受ける職員について準用する。この場合において、附則第5項中「施行日の前日から引き続き同一の給料表」とあるのは「附則第3項の規定」と、「同日」とあるのは「施行日の前日」と、附則第6項中「施行日の前日から引き続き給料表」とあるのは「附則第3項の規定」と、「前項」とあるのは「附則第8項の規定により準用する前項」と、前項中「給料表」とあるのは「附則別表第1又は附則別表第2」と、「前2項」とあるのは「次項の規定により準用する前2項」と読み替えるものとする。

第4類 給与 (一般職の職員の給与に関する条例)

附則別表第1 (附則第3項関係)

行政職給料表(1)の暫定給料表の切替表

旧表における職務の級	1 級	旧表における職務の級	2 級
旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額
	円		円
2	333,400	2	369,700
3	335,000	3	371,700
4	336,700	4	373,400
5	338,100	5	375,400
6	339,700	6	377,300
7	341,200		
8	342,800		
9	344,200		

備考

- 1 旧表における職務の級とは、平成26年一部改正条例附則別表第1における旧表における職務の級をいう。
- 2 旧表における号給とは、平成26年一部改正条例附則別表第1における旧表における号給をいう。

附則別表第2 (附則第3項関係)

行政職給料表(2)の暫定給料表の切替表

旧表における職務の級	1 級	旧表における職務の級	2 級
旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額
	円		円
2	332,600	2	367,700
3	334,300	3	369,700
4	335,800		

備考

- 1 旧表における職務の級とは、平成26年一部改正条例附則別表第2における旧表における職務の級をいう。
- 2 旧表における号給とは、平成26年一部改正条例附則別表第2における旧表における号給をいう。

附 則 (平成27年12月18日条例第2号)

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条並びに次項から附則第8項まで及び附則第11項から附則第14項までの規定は公布の日から、第2条並びに附則第9項及び附則第10項の規定は平成28年1月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表第1及び別表第2並びに附則第3項から附則第6項まで、附則第8項、附則第11項から附則第14項までの規定は平成27年4月1日(以下「切替日」という。)から、附則第7項の規定は同年12月1日から適用する。

(職務の級及び号給)

- 3 切替日における職員の職務の級及び号給は、切替日の前日においてその者の属していた職務の級及びその者が受けていた号給とする。

(異動者等の職務の級及び号給)

4 切替日からこの条例の公布の日の前日までの間において第1条の規定による改正前のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における職務の級及び号給は、前項の規定中「切替日」及び「切替日の前日」を「適用の日又は異動の日」と読み替えて適用した場合に決定される職務の級及び号給とする。

（切替表の適用を受けている職員の給料月額）

5 切替日の前日においてふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年ふじみ衛生組合条例第1号。附則第11項、附則別表第1及び附則別表第2において「平成27年一部改正条例」という。）附則別表第1又は附則別表第2の適用を受けている職員の切替日における給料月額は、これらの表にかかわらず、附則別表第1又は附則別表第2のとおりとする。

（昇給期間の通算）

6 切替日以降における最初の改正後の条例第4条第5項及び第6項の規定の適用については、改正前の条例の規定による号給を受けていた期間を改正後の条例の規定による号給を受ける期間に通算する。

（勤勉手当の特例）

7 改正後の条例第19条第2項及び第3項の規定の適用については、平成27年12月1日を基準日として支給する勤勉手当に限り、同条第2項中「100分の85」とあるのは「100分の90」と、同条第3項中「100分の40」とあるのは「100分の42.5」とする。

（給与の内払）

8 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（平成28年1月1日における職務の級及び号給）

9 平成28年1月1日における職員の職務の級及び号給は、平成27年12月31日においてその者の属していた職務の級及びその者が受けていた号給とする。ただし、行政職給料表(1)の適用を受ける職員のうち、平成27年12月31日においてその者の属する職務の級が6級又は7級である職員の平成28年1月1日における号給については、任命権者が別に定める。

（平成28年1月1日における昇給期間の通算）

10 平成28年1月1日における職員の昇給期間の通算については、附則第6項の規定の例による。

（給料の切替えによる経過措置）

11 平成27年一部改正条例附則第5項から附則第7項までの規定の適用を受ける職員に係る切替日以後のこれらの項の規定は、これらの規定中「施行日」とあるのは「切替日」と読み替えて適用する。

第4類 給与 (一般職の職員の給与に関する条例)

- 12 附則別表第1又は附則別表第2の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（任命権者が別に定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 13 附則別表第1又は附則別表第2の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、前項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、任命権者が別に定めるところにより、前項の規定に準じて、給料を支給する。
- 14 切替日以降に新たに附則別表第1又は附則別表第2の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、任命権者が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

附則別表第1（附則第5項関係）

行政職給料表(1)の暫定給料表の切替表

旧表における職務の級	1 級	旧表における職務の級	2 級
旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額
	円		円
2	333,400	2	369,700
3	335,000	3	371,700
4	336,700	4	373,400
5	338,100	5	375,400
6	339,700	6	377,300
7	341,200		
8	342,800		
9	344,200		

備考

- 1 旧表における職務の級とは、平成27年一部改正条例附則別表第1における旧表における職務の級をいう。
- 2 旧表における号給とは、平成27年一部改正条例附則別表第1における旧表における号給をいう。

附則別表第2（附則第5項関係）

行政職給料表(2)の暫定給料表の切替表

旧表における職務の級	1 級	旧表における職務の級	2 級
旧表における号給	給料月額	旧表における号給	給料月額
	円		円
2	332,600	2	367,700
3	334,300	3	369,700
4	335,800		

備考

- 1 旧表における職務の級とは、平成27年一部改正条例附則別表第2における旧表における職務の級をいう。
- 2 旧表における号給とは、平成27年一部改正条例附則別表第2における旧表における号給をいう。

附 則（平成28年3月4日条例第2号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成28年6月3日条例第4号）

第4類 給与 (一般職の職員の給与に関する条例)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例、ふじみ衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及びふじみ衛生組合一般職の職員等の旅費に関する条例の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年12月13日条例第6号)

改正 令和4年11月30日 条例第7号

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条並びに次項及び附則第5項の規定は公布の日から、第2条並びに附則第3項、第4項及び第6項から第10項までの規定は平成29年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例第19条及び附則第5項の規定は、平成28年12月1日から適用する。

(扶養手当の特例)

- 3 施行日から平成30年3月31日までの間、第2条の規定による改正後のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第7条第3項並びに第8条第1項及び第3項の規定の適用については、第7条第3項第1号中「6,000円(別表第1の規定の適用を受ける職員であってその属する職務の級が4級であるもの(課長の職務に従事するものに限る。以下「課長職職員」という。)の扶養親族については3,000円)」とあるのは「6,000円(前項第1号に掲げる者にあつては1万円(別表第1の規定の適用を受ける職員であつてその属する職務の級が4級であるもの(課長の職務に従事するものに限る。以下「課長職職員」という。)の扶養親族については8,000円))」と、同項第2号中「9,000円」とあるのは「7,500円(職員に配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)がない場合にあつては、1人については1万円(満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものは除く。))」と、第8条第1項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合
(3) 扶養親族たる子がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)
(4) 扶養親族たる子がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)」

と、同条第3項中「同項第2号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子」とあるのは「同項第2号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが、扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族た

る子に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

(住居手当の特例)

- 4 第2条による改正前のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例第8条の3に規定する職員に係る住居手当の月額、改正後の条例第8条の3及び第21条第2項の規定にかかわらず、施行日から平成30年3月31日までの間は1万2,000円と、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は9,000円と、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は4,500円とする。

(勤勉手当の特例)

- 5 第1条の規定による改正後のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例第19条第2項及び第3項の適用については、平成28年12月1日を基準日として支給する勤勉手当に限り、同条第2項中「100分の90」とあるのは「100分の95」と、同条第3項中「100分の42.5」とあるのは「100分の45」とする。

(行政職給料表(1)又は行政職給料表(2)の適用を受ける職員の施行日における職務の級及び号給の切替え)

- 6 行政職給料表(1)又は行政職給料表(2)の適用を受ける職員の施行日における職務の級(以下「新級」という。)及び号給は、施行日の前日においてその者の属していた職務の級(附則別表第1又は附則別表第2において「旧級」という。)及びその者が受けていた号給(附則別表第1又は附則別表第2において「旧号給」という。)に応じて附則別表第1又は附則別表第2の新級の項に定める職務の級及び新号給の欄に定める号給とする。

(切替表の適用を受けている職員の施行日における職務の級及び号給)

- 7 施行日の前日においてふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27年ふじみ衛生組合条例第2号)附則別表第1の適用を受けている職員の施行日における職務の級及び号給は、施行日の前日においてその者の属していた職務の級と同一の職務の級及び当該職務の級の最高号給とする。

(給料の切替えによる経過措置)

- 8 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(管理者が別に定める職員を除く。)には、令和5年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を限度として管理者が別に定める額を給料として支給する。

- 9 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、前項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、管理者が別に定めるところにより、前項の規定に準じて、給料を支給する。

- 10 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、管理者が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

第4類 給与 (一般職の職員の給与に関する条例)

附則別表第1 (附則第6項関係)

職員の職務の級及び号給の切替表

行政職給料表(1)の適用を受ける職員の新級及び新号給

旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
新 級	1 級	2 級	3 級		4 級		5 級
旧 号 給	新 号 給	新 号 給	新 号 給	新 号 給	新 号 給	新 号 給	新 号 給
1	1	1	1	17	1	旧号給と 同じ	1
2	1	1	1	18	1		1
3	1	1	2	19	2		1
4	1	2	3	20	3		1
5	1	3	4	21	4		1
6	1	5	5	22	5		1
7	2	6	6	23	6		1
8	3	7	7	24	7		1
9	4	8	8	25	8		2
10	5	9	9	26	9		2
11	6	10	10	27	10		2
12	7	11	11	28	11		2
13	8	12	12	29	12		2
14	9	13	13	30	12		2
15	10	14	15	31	13		2
16	12	15	16	32	14		3
17	13	16	17	33	15		3
18	15	18	17	34	16		3
19	16	19	18	35	17		3
20	18	20	19	35	18		3
21	19	21	20	36	19		
22	20	22	21	37	20		
23	20	23	22	38	21		
24	21	24	23	39	22		
25	22	25	24	40	23		
26	23	26	25	41	24		
27	24	27	26	42	25		
28	25	28	27	43	25		
29	26	30	28	44	26		
30	27	31	29	45	27		
31	28	32	30	46	28		
32	29	33	31	47	29		
33	30	34	32	48	30		
34	31	35	33	49	31		
35	32	36	33	49	31		
36	33	37	34	50	32		

第4類 給与 (一般職の職員の給与に関する条例)

37	33	38	35	51	33
38	34	39	36	52	34
39	35	40	37	53	35
40	36	41	38	54	36
41	37	43	39	55	36
42	38	44	40	56	37
43	39	45	41	57	38
44	40	46	42	58	39
45	41	47	43	59	40
46	42	48	44	60	41
47	43	49	45	61	42
48	44	50	46	62	42
49	45	51	47	63	43
50	46	52	48	64	44
51	47	53	49	65	45
52	49	54	49	66	46
53	50	55	50	67	46
54	51	57	51	68	47
55	52	58	52	69	47
56	53	58	52	70	48
57	54	59	53	72	48
58	55	61	54	74	49
59	57	62	55	76	49
60	58	63	56	78	50
61	59	64	56	80	50
62	60	65	57	81	51
63	61	66	58	83	51
64	62	67	59	85	51
65	64	68	60	87	52
66	65	69	60	89	52
67	66	70	61	91	53
68	67	71	62	93	53
69	68	72	63	95	53
70	69	73	64	97	54
71	70	74	64	99	54
72	72	75	65	101	54
73	73	76	66	102	55
74	74	77	66	104	55
75	75	79	67	106	55
76	76	80	68	107	55
77	77	81	69	109	56
78	78	83	69	110	56
79	79	84	70	111	56
80	80	85	71	113	57

第4類 給与 (一般職の職員の給与に関する条例)

81	81	87	71	114	57
82	82	88	72	115	57
83	84	89	73	117	57
84	85	91	74	118	58
85	86	93	75	119	58
86	87	94	76	121	58
87	88	95	77	122	58
88	89	96	78	123	59
89	90	97	79	124	59
90	91	98	80	126	59
91	92	99	81	127	59
92	93	100	81	128	60
93	94	101	82	129	60
94	95	102	83	130	60
95	96	103	84	132	60
96	97	104	85	133	61
97	98	105	86	134	61
98	100	106	87	136	61
99	101	107	88	137	62
100	102	109	89	138	62
101	103	110	90	140	62
102	104	110	91	141	
103	106	111	92	141	
104	108	113	93	141	
105	109	114	94	141	
106	111	115	95	141	
107	113	116	96	141	
108	114	117	97	141	
109	116	118	98	141	
110	118	118	99	141	
111	120	120	100	141	
112	122	120	101	141	
113	124	121	102	141	
114	126	123	104	141	
115	127	124	105	141	
116	129	125	106	141	
117	130	125	107	141	
118	132	127	108		
119	134	128	109		
120	134	129	110		
121	135	129	111		
122	136	129	113		
123	137	129	114		
124	139	129	115		

第4類 給与 (一般職の職員の給与に関する条例)

125	139	129	116
126	141	129	117
127	141	129	119
128	142	129	120
129	143	129	121
130	144	129	122
131	145	129	123
132	146	129	124
133	147	129	125
134	148	129	126
135	149	129	127
136	149	129	128
137	149	129	129
138	149		
139	149		
140	149		
141	149		
142	149		
143	149		
144	149		
145	149		
146	149		
147	149		
148	149		
149	149		
150	149		
151	149		
152	149		
153	149		
154	149		
155	149		
156	149		
157	149		
158	149		
159	149		
160	149		
161	149		
162	149		
163	149		

第4類 給与 (一般職の職員の給与に関する条例)

附則別表第2 (附則第6項関係)

職員の職務の級及び号給の切替表

行政職給料表(2)の適用を受ける職員の新級及び新号給

旧 級	1 級	2 級	3 級
新 級	1 級	2 級	3 級
旧 号 給	新 号 給	新 号 給	新 号 給
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	4	1	1
5	7	1	1
6	10	1	1
7	13	1	1
8	15	1	1
9	17	1	1
10	18	1	1
11	20	1	1
12	21	1	1
13	23	1	1
14	24	1	1
15	26	1	1
16	27	1	1
17	28	1	1
18	30	1	1
19	31	1	1
20	32	1	1
21	33	2	1
22	34	3	1
23	35	4	1
24	36	6	1
25	37	7	1
26	38	8	2
27	39	9	3
28	40	10	5
29	41	11	6
30	42	12	7
31	43	14	8
32	44	15	9
33	46	16	10
34	47	17	11
35	48	18	12
36	49	19	14
37	51	20	15
38	52	21	16
39	53	23	17

第4類 給与 (一般職の職員の給与に関する条例)

40	55	24	19
41	56	25	20
42	57	26	21
43	58	27	22
44	59	28	23
45	60	29	25
46	62	30	26
47	63	31	27
48	64	32	29
49	65	33	30
50	66	34	31
51	67	36	33
52	69	37	34
53	70	38	35
54	71	39	37
55	72	40	38
56	73	41	39
57	75	42	41
58	76	43	42
59	77	45	43
60	78	46	45
61	79	47	46
62	80	49	47
63	82	50	49
64	83	52	50
65	84	53	52
66	85	55	53
67	86	56	55
68	87	58	56
69	88	60	58
70	89	61	59
71	90	63	61
72	91	64	63
73	92	66	65
74	94	67	67
75	94	69	69
76	96	70	71
77	97	71	73
78	98	72	75
79	99	73	78
80	100	74	80
81	101	75	82
82	102	76	84
83	103	77	86
84	104	78	87
85	105	78	88
86	107	80	90
87	108	80	92

第4類 給与 (一般職の職員の給与に関する条例)

88	109	81	93
89	110	82	95
90	111	83	96
91	113	84	98
92	115	86	99
93	116	86	101
94	118	87	101
95	120	88	103
96	123	89	104
97	125	90	106
98	127	91	107
99	129	92	109
100	131	93	110
101	133	94	112
102	135	94	113
103	138	95	115
104	139	96	116
105	141	97	117
106	142	98	118
107	144	99	120
108	145	100	122
109	145	101	122
110	147	102	124
111	148	103	125
112	149	104	127
113	149	105	127
114	150	106	129
115	151	107	130
116	152	108	131
117	153	109	132
118	154	110	133
119	155	111	134
120	156	112	136
121	157	113	137
122	158	114	138
123	159	115	140
124	160	116	140
125	161	117	141
126	162	118	142
127	163	119	143
128	164	120	144
129	165	121	145
130	166	122	146
131	167	123	147
132	168	124	148
133	169	125	149
134	170	126	150
135	171	127	151

第4類 給与 (一般職の職員の給与に関する条例)

136	172	128	152
137	173	129	153
138	174	130	154
139	175	131	155
140	176	132	156
141	177	133	157
142	178	134	158
143	179	135	159
144	180	136	160
145	181	137	161
146	182	138	162
147	183	139	163
148	184	140	164
149	185	141	165
150	186	142	166
151	187	143	167
152	188	144	168
153	188	145	169
154	189	146	170
155	190	147	171
156	191	148	172
157	192	149	173
158	193	150	174
159	194	151	175
160	195	152	176
161	196	153	177
162	197	154	178
163	198	155	179
164	199	156	180
165	199	157	181
166	200	158	182
167	201	159	183
168	202	160	184
169	203	161	185
170	204	162	186
171	205	163	187
172	206	164	188
173	207	165	189
174	208	166	190
175	209	167	191
176	210	168	192
177	210	169	193
178	211	170	193
179	212	171	193
180	213	172	193
181	214	173	193
182	215	174	193
183	216	175	193

第4類 給与 (一般職の職員の給与に関する条例)

184	217	176	193
185	218	177	193
186	219	178	193
187	220	179	193
188	221	180	193
189	221	181	193
190	222	182	193
191	223	183	
192	224	184	
193	225	185	
194	225	186	
195	226	187	
196	227	188	
197	228	188	
198	229	189	
199	230	190	
200	231	191	
201	231	192	
202	232	193	
203	233	194	
204	234	195	
205	235	196	
206	235	197	
207	236	198	
208	237	199	
209	238	199	
210	239	200	
211	239	201	
212	240	202	
213	241	203	
214	242	204	
215	243	205	
216	244	206	
217	245	207	
218	246	208	
219	247	209	
220	247	210	
221	248	210	
222	249	211	
223	250	212	
224	251	213	
225	251	214	
226	252	215	
227	253	216	
228	254	217	
229	255	218	
230	256	219	
231	256	220	

第4類 給与 (一般職の職員の給与に関する条例)

232	257	221
233	258	221
234	259	222
235	260	223
236	261	224
237	261	225
238	261	225
239	261	225
240	261	225
241	261	225
242	261	225
243	261	225
244	261	225
245	261	225
246	261	225
247	261	225
248	261	225
249	261	225
250	261	225
251	261	
252	261	
253	261	
254	261	
255	261	
256	261	
257	261	
258	261	
259	261	
260	261	
261	261	
262	261	
263	261	
264	261	
265	261	
266	261	
267	261	
268	261	
269	261	

附 則 (平成29年12月14日条例第4号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条第2項の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後のふじみ衛生組一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第19条第2項及び第3項並びに次項の規定は、平成29年12月1日から適用する。

(勤勉手当の特例)

- 3 改正後の条例第19条第2項及び第3項の規定の適用については、平成29年12月1日を基準日として支給する勤勉手当に限り、同条第2項中「100分の95」とあるのは「100分の100」と、「100分の115」とあるのは「100分の120」と、「100分の125」とあるのは「100分の130」と、同条第3項中「100分の45」とあるのは「100分の47.5」と、「100分の55」とあるのは「100分の57.5」とする。

(給与の内払)

- 4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (平成30年12月13日条例第1号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条第3項、第18条第2項及び第3項並びに別表第1及び別表第2の改正規定並びに附則第3項の規定は、平成31年4月1日（以下「切替日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第19条第2項及び第3項並びに附則第4項の規定は、平成30年12月1日から適用する。

(職務の級及び号給)

- 3 切替日における職員の職務の級及び号給は、切替日の前日においてその者の属していた職務の級及びその者が受けていた号給とする。

(勤勉手当の特例)

- 4 改正後の条例第19条第2項及び第3項の規定の適用については、平成30年12月1日を基準日として支給する勤勉手当に限り、同条第2項中「100分の100」とあるのは「100分の105」と、「100分の120」とあるのは「100分の125」と、「100分の130」とあるのは「100分の135」と、同条第3項中「100分の47.5」とあるのは「100分の50」と、「100分の57.5」とあるのは「100分の60」とする。

(給与の内払)

- 5 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (令和元年12月9日条例第3号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第6条中第19条の2第2号の改正規定は、令和元年12月14日から施行する。

附 則 (令和元年12月12日条例第4号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第19条第2項及び第3項並びに次項の規定は、令和元年12月1日から適用する。

(勤勉手当の特例)

- 3 改正後の条例第19条第2項及び第3項の規定の適用については、令和元年12月1日を基準日として支給する勤勉手当に限り、同条第2項中「100分の102.5」とあるのは「100分の105」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の132.5」とあるのは「100分の135」と、同条第3項中「100分の50」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の60」とあるのは「100分の62.5」とする。

(給与の内払)

- 4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (令和2年9月10日条例第1号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年11月30日条例第3号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(期末手当の特例)

- 2 この条例による改正後のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例第18条第2項及び第3項の規定の適用については、令和2年12月1日を基準日として支給する期末手当に限り、同条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の120」と、「100分の105」とあるのは「100分の100」と、「100分の95」とあるのは「100分の90」と、同条第3項中「100分の70」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の60」とあるのは「100分の57.5」とする。

附 則 (令和3年11月30日条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(期末手当の特例)

- 2 この条例による改正後のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例第18条第2項及び第3項の規定の適用については、令和3年12月1日を基準日として支給する期末手当に限り、

同条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の115」と、「100分の100」とあるのは「100分の95」と、「100分の90」とあるのは「100分の85」と、同条第3項中「100分の67.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の57.5」とあるのは「100分の55」とする。

附 則 (令和4年6月6日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の規定は、令和4年3月31日から適用する。

附 則 (令和4年11月28日条例第5号)

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。(後略)

(勤務延長に関する経過措置)

第2条 管理者は、この条例の施行の日(以下この条から附則第7条までにおいて「施行日」という。)前にこの条例による改正前のふじみ衛生組合職員の定年等に関する条例(以下この条から附則第5条までにおいて「旧条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。)について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後のふじみ衛生組合職員の定年等に関する条例(以下この条から附則第8条までにおいて「新条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 管理者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年(新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)を超える職(基準日における新条例定年が新条例第3条に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の組合規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)(以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該組合規則で定める職にあつては、組合規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条・第4条 (省略)

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第5条 (省略)

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第6条 (省略)

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第7条 (省略)

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第8条 (省略)

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第9条 (省略)

(ふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う職員の勤務延長に関する経過措置)

第10条 この条例による改正後のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)附則第3項から第10項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

(ふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第11条 令和3年改正法附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用職員」という。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が新給与条例第4条第10項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項に規定する当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 令和3年改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項に規定する当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、ふじみ衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、

新給与条例第18条第3項、第19条第3項及び第21条第3号の規定を適用する。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第9条第2項第2号、第12条第1項第3号の規定を適用する。

5 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関し必要な事項は、組合規則で定める。

(ふじみ衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例に関する経過措置)

第12条 (省略)

(ふじみ衛生組合職員の育児休業等に関する条例に関する経過措置)

第13条 (省略)

(ふじみ衛生組合職員の配偶者同行休業に関する条例に関する経過措置)

第14条 (省略)

(ふじみ衛生組合職員の再任用に関する条例の廃止)

第15条 (省略)

附 則 (令和4年11月30日条例第7号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表第1及び別表第2の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(勤勉手当の特例)

3 改正後の条例第19条第2項及び第3項の規定の適用については、令和4年12月1日を基準日として支給する勤勉手当に限り、同条第2項中「100分の107.5」とあるのは「100分の112.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の132.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の142.5」と、同条第3項中「100分の52.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の62.5」とあるのは「100分の65」とする。

(給与の内払)

4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(ふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

5 (省略)

附 則 (令和5年11月30日条例第5号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の

条例」という。)別表第1及び別表第2の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(勤勉手当の特例)

- 3 改正後の条例第19条第2項及び第3項の規定の適用については、令和5年12月1日を基準日として支給する勤勉手当に限り、同条第2項中「100分の112.5」とあるのは「100分の117.5」と、「100分の132.5」とあるのは「100分の137.5」と、「100分の142.5」とあるのは「100分の147.5」と、同条第3項中「100分の55」とあるのは「100分の57.5」と、「100分の65」とあるのは「100分の67.5」とする。

(給与の内払)

- 4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (令和6年4月1日条例第1号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年11月29日条例第4号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表第1及び別表第2の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(期末手当の特例)

- 3 改正後の条例第18条第2項及び第3項の規定の適用については、令和6年12月1日を基準日として支給する期末手当に限り、同条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の130」と、「100分の105」とあるのは「100分の110」と、「100分の95」とあるのは「100分の100」と、同条第3項中「100分の70」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の60」とあるのは「100分の62.5」とする。

(勤勉手当の特例)

- 4 改正後の条例第19条第2項及び第3項の規定の適用については、令和6年12月1日を基準日として支給する勤勉手当に限り、同条第2項中「100分の117.5」とあるのは「100分の122.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の142.5」と、「100分の147.5」とあるのは「100分の152.5」と、同条第3項中「100分の57.5」とあるのは「100分の60」と、「100分の67.5」とあるのは「100分の70」とする。

(給与の内払)

- 5 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前のふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。